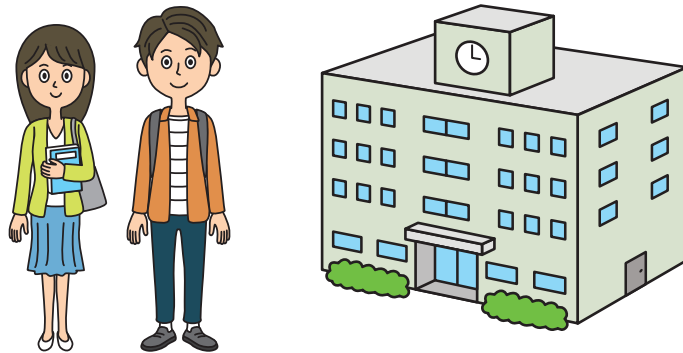


一般財団法人職業教育・キャリア教育財団の賛助会員校の皆さまへ
専修学校各種学校

- 学 生 対 象
- I 学生・生徒災害傷害保険
 - II 留学生補償保険
 - III インターンシップ活動賠償責任保険
 - IV 医療分野学生生徒賠償責任保険
- 学 校 対 象
- V 学校賠償責任保険
 - VI 学校賠償責任保険フルカバー
 - VII 情報漏えい保険／サイバーリスク保険
- 別冊 役員賠償責任保険



保険期間

I 学生・生徒災害傷害保険	2025年4月1日午前0時～2025年から2028年の9月30日 または2026年から2029年の3月31日の午後12時まで ※感染予防費用補償特約は保険期間が1年となります。
II 留学生補償保険	2025年4月1日午前0時～2026年4月1日午後4時まで
III インターンシップ活動賠償責任保険	2025年4月1日午前0時～2026年3月31日午後12時まで
IV 医療分野学生生徒賠償責任保険	
V 学校賠償責任保険	
VI 学校賠償責任保険フルカバー	
VII 情報漏えい保険／サイバーリスク保険	
別冊 役員賠償責任保険	別冊のパンフレットをご確認ください



学生・生徒



学校

のための保険

全国1,600校が採用!

学生・生徒の保険

傷害事故補償・賠償事故補償がセットになった保険です!

I 学生・生徒災害傷害保険 [詳しくはP10へ](#)

1 傷害事故補償 2 賠償事故補償



通学中の事故が心配…

通学中等傷害危険担保特約 [傷害](#) [賠償](#)

臨床実習がある場合に…

感染予防費用補償特約 [傷害](#)

臨床実習がある学科については感染予防費用補償特約のご加入をおすすめしております。
内容はP10をご参照ください。

オンライン授業中*1もしっかり補償します!

*1 学校授業の代替としてライブ配信型且つ受講履歴が確認できる授業形態

24時間補償

II 留学生補償保険 [詳しくはP12へ](#)



国民健康保険に加入している留学生を対象としています。

国民健康保険に未加入の方は「留学生補償保険」にご加入いただけませんので、ご注意ください。

基本タイプ

- 傷害補償 ● 個人賠償責任 ● 救援者費用等

拡充タイプ

※基本タイプの補償に加え、以下の補償が追加となります。

- 借家人賠償責任 (特約部分) ● 医療費用補償特約

インターンシップ実施校におすすめ!

III インターンシップ活動賠償責任保険 [詳しくはP14へ](#)

医療分野関連学校におすすめ!

IV 医療分野学生生徒賠償責任保険 [詳しくはP15へ](#)

「学生・生徒災害傷害保険」は、昭和56年から、専修学校及び各種学校生徒の教育活動中の不慮の災害事故に対する全国的な補償救済制度として、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団と損害保険会社3社との契約により実施されております。

その内容は、学校の正規の教育活動中の災害、学校施設

内における災害、学校行事参加中の事故、課外活動中の事故が補償の範囲とされており、専修学校・各種学校教育の円滑に資するところが大きい制度であります。

この保険制度の発展が望まれます。

2025年4月

文部科学省 総合教育政策局長

学生・生徒ごとの保険 ぴったり加入パターン



START

専修学校・各種学校の学生・生徒のうち

留学生以外はこちら

留学生はこちら

加入する学生は**留学生以外**の
**医療関連学科の
学生である**



加入する学生は**留学生**の
**医療関連学科の
学生である**



NO

YES

NO

YES

加入する学生は
**インターンシップに
参加する**

NO

YES

パターン1

パターン2

パターン3

パターン4

パターン5

I 学生・生徒災害傷害保険 → P10へ

Ⅲインターン
シップ活動
賠償責任保険
→ P14へ

I 感染予防費用
補償特約
→ P10へ

IV医療分野学生
生徒賠償責任
保険 → P15へ

Ⅲインターン
シップ活動
賠償責任保険*1*2
→ P14へ

II 留学生補償保険 → P12へ

Ⅲインターン
シップ活動
賠償責任保険*1*2
→ P14へ

IV医療分野学生
生徒賠償責任
保険 → P15へ

I 感染予防費用
補償特約
→ P10へ

Ⅲインターン
シップ活動
賠償責任保険*1*2
→ P14へ

*1 医療関連学科の学生・生徒であっても、医療関連実習以外のインターンシップに参加する場合は、「Ⅲインターンシップ活動賠償責任保険」へご加入ください。
*2 学生・生徒のカリキュラムに合わせて、必要な補償にご加入ください。

学校の保険

学校で起こる様々なトラブルに対応します！

V 学校賠償責任保険 [詳しくはP17へ](#)

補償内容

基本タイプ

● 学校施設賠償責任保険

学校施設の所有・使用・管理に起因する事故、学校が主体となって行う活動に起因して発生した対人・対物事故について補償します。

拡充タイプ

● 学校施設・受託物賠償責任保険

基本タイプの補償内容に加えて、他人からの預かりもの（衣類、ペット、機械等）についての損害も補償します。

さらに学校ならではのトラブルに対応します！

VI 学校賠償責任保険フルカバー [詳しくはP18へ](#)

補償内容

● 学校施設・受託物・教育活動賠償責任保険

V学校賠償責任保険の補償内容に加えて、学校教育活動の遂行や、いじめ・体罰・ハラスメント等の侵害行為に起因して発生した対人・対物事故以外の事故について補償します。

サイバー攻撃を受けた場合、被害者であるにもかかわらず、原因調査費用等の負担が発生する可能性があります。

VII 情報漏えい保険・サイバーリスク保険 [詳しくはP20へ](#)

補償内容

情報漏えい保険

① 損害賠償責任に関する補償

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

② サイバーセキュリティ事故対応費用

情報漏えいまたはそのおそれや、それを引き起こすおそれのある記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃に起因して一定期間内に生じたサーバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を補償します。

サイバーリスク保険

① 損害賠償責任に関する補償

コンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）の所有・使用・管理等に起因して発生した他人の事業の休止・阻害、情報の漏えいまたはそのおそれ、人格権・著作権等の侵害等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。詳細はP31をご参照ください。

② サイバーセキュリティ事故対応費用

情報の漏えい、サイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。

役員個人に対する損害賠償請求に対応します！

別冊 役員賠償責任保険 [詳しくは「別冊 役員賠償責任保険」へ](#)

学校の保険 ぴったり加入パターン

Step1

学校リスクの備え

START

いじめに対する対応不備・職場における
教職員間のハラスメントの備えが必要
と感じている

YES

VI 学校賠償責任保険
フルカバー

➔ P18へ

NO

他人から預かるものに対して
補償が必要

Ex.衣類、ペット、機械等

YES

V 学校賠償責任保険

拡充タイプ

➔ P17へ

NO

V 学校賠償責任保険

基本タイプ

➔ P17へ

Step2

情報漏えい、サイバーリスクへの備え

START

情報漏えいに対する備えだけでなく、学内システムへの不正ログイン等により取引先にウイルスを拡散させてしまい、損害を与えた場合等の被害にも備えたい

YES

VII 情報漏えい保険・サイバーリスク保険

サイバーリスク保険

➔ P20へ

NO

VII 情報漏えい保険・サイバーリスク保険

情報漏えい保険

➔ P20へ

Step3

理事・監事個人への賠償責任の備え

START

役員個人に対する損害賠償請求に備えたい

YES

別冊 役員賠償責任保険

➔ 別冊へ

加入手続きガイド

本保険へのご加入手続きについて下記をご覧ください。

必要書類と締切日

保険種目	必要書類	振込期限		
		4月1日補償開始とする場合	中途加入	
			I 学生・生徒災害傷害保険に加入済	I 学生・生徒災害傷害保険に未加入
I 学生・生徒災害傷害保険	・集計報告書 ・除籍報告書 ・機関決定証明書 (新規導入校のみ)	5月15日(木)		加入希望月の前月末
II 留学生補償保険	・集計報告書 ・学生名簿		加入希望日の前日	加入希望月の前月末 ※学生・生徒災害傷害保険の補償開始日と合わせて補償開始
III インターンシップ活動賠償責任保険	・集計報告書 ・学生名簿		加入希望日の前日	
IV 医療分野学生生徒賠償責任保険	・集計報告書 ・学生名簿		加入希望日の前日	
V 学校賠償責任保険	・集計報告書	3月31日(月)	加入希望日の前日	
VI 学校賠償責任保険フルカバー	・集計報告書			
VII 情報漏えい保険/サイバーリスク保険	・集計報告書			

申込スケジュール



Step1 学生生徒数の確認

◆学生対象保険

加入する保険の加入人数を決定してください。学生・生徒災害傷害保険は**全員加入**、その他の保険は加入を希望する学生のみ手続きいただけます。

※学生・生徒災害傷害保険は加入期間を選択ください。

※留学生補償保険は原則対象となる留学生全員加入となります。

◆学校対象保険

保険料を2024年度の学校基本調査での学生生徒数をもとに算出いたしますので、ご確認ください。

Step2 加入する保険の学生名簿と集計報告書を作成

2021年度より学生・生徒災害傷害保険は名簿の提出が不要となりました

①学生名簿 学生対象保険のみ

学生・生徒災害傷害保険は学校の汎用名簿等に「加入年月、保険期間」を記載の上、学校にて必ず保管ください。

他保険については、専用の名簿をご利用いただくか学校の汎用名簿等に必要事項を追記の上ご準備ください。

(必要事項とは、学校名/学校コード/学生氏名/学籍番号/生年月日*/職業・職務*/公的医療保険制度*をいいます。)

※留学生補償保険のみ

(専用の名簿は第一成和事務所のホームページよりExcel版のダウンロードをお願いします。)

②集計報告書

Step1 で確認した学生生徒数を基に集計報告書を作成ください。

各保険の集計報告書は、第一成和事務所のホームページよりExcel版のダウンロードをお願いします。

<https://www.d-seiwa.co.jp/hoken/dantai/>

除籍について

前年度中に中途退学・休学等で除籍になった学生のうち、残保険責任期間が6ヶ月以上の場合は、次年度新入学生の加入手続きに合わせて除籍報告してください。

報告を受けた学生については6ヶ月単位（6ヶ月、1年、1年6ヶ月…）で保険料相当額の一部返還を行い、その方法は新入学生の保険料と相殺するものとします。

※除籍保険料の計算については、学生・生徒災害傷害保険集計報告書の別タブ「除籍報告書」をご利用ください。

※保険料を相殺できる保険種類は学生・生徒災害傷害保険のみです。感染予防費用補償特約およびⅡ～Ⅶの保険とは相殺できませんのでご注意ください。

Step3 加入申込書類を第一成和事務所へ郵送

◆学生対象保険

学生・生徒災害傷害保険は集計報告書のみ（除籍がある場合は除籍報告書の提出も必要）、その他の保険は集計報告書と加入者名簿をご郵送ください。

新設校など前年までに加入実績がない学校は、3月31日までに学校長決定もしくは理事会等の決議により学校一括で全学生生徒加入の機関決定が必要です。機関決定証明書を作成の上、初回申込手続時に集計報告書と合わせてご提出ください。

◆学校対象保険

集計報告書をご郵送ください。

（書類は1.保険会社用のみご提出ください。2.学校控えは学校にて保管ください。学校控えが届いた場合、学校へ返却はしておりませんのでご注意ください。）

Step4 保険料の振込み

専用の払込取扱票を使用して、郵便局/ゆうちょ銀行（ATM可）よりお振込みください。

※Ⅱ留学生補償保険・Ⅴ学校賠償責任保険・Ⅵ学校賠償責任保険フルカバーは、加入月によって保険料が異なりますので、お振込みの際は十分ご注意ください。

保険料振込方法

(1) 同封の払込取扱票をご利用の場合

必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口もしくはATMよりご送金ください。

ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの払込取扱票をご利用の場合は、備考欄に「学校名、学校コード」をご記入ください。

(2) ゆうちょ銀行から払込取扱票を使用せず、振込みする場合

① Webなどを利用して、ゆうちょ銀行からお振込みいただく場合は、下記口座情報を基にお手続きください

加入者名（口座名）：一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険係
口座番号：00150-4-19271

<注意事項>

※振込依頼人を入力する際は、先頭に学校コードを入力ください

② 専用の払込取扱票に詳細を記入して第一成和事務所へFAXもしくはメールで送信ください
(03-3667-9037 / seiwa@d-seiwa.co.jp)

(3) ほかの銀行から振込みする場合

① 以下の口座へお振込みください

ゆうちょ銀行 019支店 当座 0019271
口座名義：一般財団法人職業教育・キャリア教育財団 保険係

<注意事項>

※振込依頼人を入力する際は、先頭に学校コードを入力ください

② 専用の払込取扱票に詳細を記入して第一成和事務所へFAXもしくはメールで送信ください
(03-3667-9037 / seiwa@d-seiwa.co.jp)

払込取扱票													
00東京		職業教育・キャリア教育財団 保険係											
金額	振込金額	備考											
001504	19271	職業教育・キャリア教育財団 保険係											
金額	¥243500												
振込先住所	〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階												
TEL	03-3669-2831 担当者名(専門 太郎)												
学校名	学校名												
学校コード(99999)	振込金額												
第一成和専門学校	133,500円												
複数校まとめてお振込みいただく場合は下記もご記入ください													
学校コード(88888)	日												
第二成和専門学校	30,000円												
学校コード(05555)	附												
学校法人 第一成和学園	印												
※面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)承認番号東第6432号													
これより下部には何も記入しないでください。													
3月31日													

Step5 加入者証のお届け

保険会社より学校住所宛に加入者証をお送りしますので、大切に保管ください。

<ご郵送時期>

4～5月加入の場合：7月中旬ごろ 7～12月加入の場合：加入日から約2ヶ月後 1月以降の加入の場合：7月中旬ごろ

中途加入について

◆**学生対象保険の場合** ※「加入手続き完了」とはP6の申込スケジュールの「加入手続き完了」をいいます。

<学生・生徒災害傷害保険を含めて中途加入する場合>

学生・生徒災害傷害保険及び感染予防費用補償特約の中途加入日は毎月1日午前0時です。前月末までに加入手続きを完了してください。Ⅱ～Ⅳは学生・生徒災害傷害保険の補償開始日と合わせて補償も開始します。

※感染予防費用補償特約、Ⅲ～Ⅳの補償は2026年3月31日午後12時、Ⅱの補償は2026年4月1日午後4時で終了します。引き続き各補償が必要な学生生徒は、翌年度改めて加入手続きが必要となりますのでご注意ください。

<学生・生徒災害傷害保険に加入済みでⅡ～Ⅳの補償のみを中途加入する場合>

加入手続き完了の翌日から補償スタートとなります。

※感染予防費用補償特約、Ⅲ～Ⅳの補償は2026年3月31日午後12時、Ⅱの補償は2026年4月1日午後4時に終了するため、翌年度再度加入が必要です。

加入時注意POINT

学生・生徒災害傷害保険の中途加入については、以下のケースを参考にして在学期間最終日以降に補償終了となるご契約にご加入ください。

case 1 (5月～9月の中途加入)

入学が6月1日、在学期間1年6ヶ月(2026年11月30日)の場合
→補償終了日が2027年3月31日の加入期間2年でご加入ください。



case 2 (10月～3月の中途加入)

入学が12月1日、在学期間1年(2026年11月30日)の場合
→加入期間6ヶ月(2026年3月31日まで)にてお申込みの上、翌年、再度加入期間1年(2027年3月31日まで)をご加入ください。



POINT

1. 感染予防費用補償特約およびⅡ～Ⅳの保険は、学生・生徒災害傷害保険の加入が必要です。
2. 転入生など保険期間の途中で加入される場合は、学生・生徒災害傷害保険の加入有無によってⅡ～Ⅳの保険は補償開始日が異なりますので、ご注意ください。
3. インターンシップ活動賠償責任保険に限り、高等専修学校で『災害共済給付』へご加入校はインターンシップ活動賠償責任保険のみでご加入が可能です。専用の集計報告書がございますので、詳細は、取扱代理店へお問い合わせください。

◆学校対象保険の場合

加入手続き完了日の翌日より補償開始となります。

保険料の振り込み日が末日となる場合、**補償開始は翌月1日**となります。

V学校賠償責任保険・VI学校賠償責任保険フルカバーは毎月中途加入保険料が異なりますので、補償を開始する月の保険料より、振込保険料を算出してください。

POINT

1. 加入時の保険料算出は前年度の学校基本調査の人数で算出します。(転入生等での追加加入は不要です)
2. 保険料の振込日が末日となる場合、次月からの補償開始となり保険料が異なりますのでご注意ください。
3. 前年度も学校保険へ加入されている場合、前年度末日(2025年3月31日)で補償は終了いたします。

よくあるお問合せ

- Q** 加入者名簿は学校で使用している名簿を使用しても問題ないですか。
- A** 学校で使用している名簿でも構いませんが、必ず学校名/学校コード/学生氏名/学籍番号/生年月日*/職業・職務*/公的医療保険制度*（※留学生補償保険のみ）を記入ください。また、2021年度より学生・生徒災害傷害保険に限り、名簿の提出を省略しておりますので、ご留意の上、お手続きください。詳細はP6申込スケジュールをご確認ください。
- Q** 昼間部と夜間部に通う学生はどちらに加入すればよいですか。
- A** 履修科目の授業時間が多い方で加入してください。重複加入は不要です。
- Q** 2025年度より初めて保険に加入します。必要な手続きはありますか。
- A** 学生・生徒災害傷害保険へ4月1日より補償開始を希望される場合、「機関決定証明書」のご提出が必要となります。3月31日までに作成の上、初回の学生・生徒災害傷害保険申込書類と合わせてご提出ください。
- Q** 学生氏名の漢字を誤った名簿を提出してしまいました。どのように対応すればいいですか。
- A** まずは第一成和事務所へお電話にてご連絡ください。
- Q** 学生が保険期間途中で学科が変更になりました。どのように対応すればいいですか。
- A** 次のいずれかの補償に加入している場合はガイドブックP35の「学生生徒に関する登録内容変更届」をご利用いただき、第一成和事務所へFAXにてお知らせください。
対象種目：感染予防費用補償特約、留学生補償保険、インターンシップ活動賠償責任保険、医療分野学生生徒賠償責任保険
- Q** 入学予定だった学生が急遽入学辞退になったが、保険の手続きは完了してしまいました。必要な手続きを教えてください。
- A** 入学辞退となった学生分の保険料返戻等、必要なお手続きについてご案内いたします。まずは第一成和事務所へお電話にてご連絡ください。
- Q** 学生が休学することになりました。必要な手続きを教えてください。
- A** 休学期間中に登校予定がなければ、P6「除籍について」の通りお手続きください。復学時は、保険への加入が漏れないようご注意ください。
- Q** 学生が昼間部⇄夜間部に転科することになりました。
- A** 「学生生徒に関する登録内容変更届」では変更できません。
新たな学科での中途加入手続きと次年度お申込の際に除籍をお手続きください。
- Q** 払込用紙が足りなくなりました。
- A** お手続きの書類に関しては、P34の「関係資料請求用帳票一覧」を作成の上、FAXかメールにて送信ください。
もしくは、P34のQRコードを読み込み資料請求ページよりご請求ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

第一成和事務所のホームページにもQ&Aがございますので、併せてご確認ください。

<https://www.d-seiwa.co.jp/hoken/dantai/>

また、約款も第一成和事務所のホームページに掲載しております。

チャットボットについて

2022年よりチャットボットのサービスを開始いたしました。

第一成和事務所のホームページより是非ご利用ください。

24時間いつでも対応！

お問合せいただける内容

- 加入手続き・変更手続きについて
- 補償内容について
- 保険金請求手続きについて

プルダウンより
【【専修学校・各種学校】
学生生徒災害傷害保険】
をご選択ください。

お問合せ内容をご入力ください。
チャットボットが
回答いたします。

The screenshot shows a chatbot window titled "団体保険お問い合わせ" (Group Insurance Inquiry). At the top, there is a dropdown menu labeled "選択してください" (Please select). Below it, a message box says "上記カテゴリから保険制度を選択して、質問事項のキーワードを入力してください。" (Please select an insurance system from the above categories and enter the keyword of the question). At the bottom, there is an input field labeled "問い合わせを入力してください" (Please enter your inquiry).

学生・生徒災害傷害保険

専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険

1. 加入対象者

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専門学校または各種学校で、**原則学校単位**での加入になります。また、この保険は全員加入制度です。在籍する学生生徒全員が補償対象となるようご加入ください。

※この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒に限りません。したがって、専攻科及び別科の学生、留学生、聴講生、研究生、科目等履修生等は対象となります。

◆この保険契約において学校とは、学校教育法第124条、126条または134条に定める専修学校、高等専修学校、専門学校または各種学校をいいます。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらましP23をご確認ください。

1学生・生徒の傷害事故補償と**2**学生・生徒の賠償責任補償のセットとなります。

オプションとして、通学中等傷害危険担保特約・感染予防費用補償特約を選択してご加入頂くことができます。

学生・生徒の 傷害事故補償

専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険

専修学校・各種学校における、正課中、学校主催の行事に参加している間、学内休憩時間中、その他学校施設内にいる間、学校施設外で学校に届け出た課外活動中に起きた急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。ただし、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

1 正課授業中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間や、指導教員の指示に基づき、卒業研究・研究活動を行っている間の傷害事故（学校授業の一環として行われるオンラインライブ配信授業であって、受講履歴が確認できるものについても正課中に含まれます。）



2 学校主催の行事中

学校主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故



3 学内休憩時間中

学校が教育活動のために所有・使用または管理している学校施設内における、授業開始前、授業と授業の間または昼食時の休憩時間中の傷害事故（被保険者の登校すべき日の最終授業終了後や、学校の施設外にいる間を除きます。）なお、1～3以外で学校施設内にいる間（寄宿舎にいる間を除きます。）も補償の対象となりますが、その場合は補償金額が異なります。P11の表をご覧ください。



4 課外活動中

学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間学校の規則に則った所定の手続きにより学校の認めた学内学生・生徒団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間の傷害事故



+ 通学中等 傷害危険担保特約

さらに、特約を付帯することにより通学中・学校施設等相互間の移動中での急激かつ偶然な外来の事故による傷害も補償します。多くの学校にご加入いただいております。特約の有無は学校で統一してください。学校単位でのご加入となります。

5 通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故



6 学校施設等相互間の移動中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間の傷害事故



オプション 感染予防費用 補償特約

臨床実習中の感染症に係る接触感染等や臨床実習開始後の院内感染時に、感染症予防措置を受けた場合に保険金をお支払いする特約です。

7 臨床実習中

感染予防費用補償特約の加入対象は、臨床実習を行う学科の学生生徒のみとなります。

国内外で臨床実習中の事故における感染症に係る接触感染（針刺しに限らない）や臨床実習開始後の院内感染時に予防措置のために負担した費用をお支払いします。ただし、公的医療保険制度の給付がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

※感染予防費用補償特約の加入対象は、臨床実習を行う学科の学生生徒のみとなります。

※臨床実習とは、医療法に定める病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院で行う実習をいいます。



学生・生徒の 賠償責任補償

施設賠償責任保険

日本国内において学生生徒（被保険者）が参加する学校の正課、実習、学校行事、課外活動等の学校管理下における活動の遂行に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害したことまたは他人の財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊したことにより学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。（ただし看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅうり科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習の遂行における賠償事故は対象となりません。これらの医療関連実習中の事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」にて補償されます。）

さらに、前記（1）「傷害事故補償」に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合は、自宅から学校への通学中等に他人の身体・生命を害したことまたは他人の財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に被る損害も補償します。

1 実習中など

保険期間中、日本国内において実習など、学校管理下の活動に起因して、他人の身体に障害を負わせ、または、他人の財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊したことにより、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合



2 通学中など

（前記「学生・生徒災害傷害保険」に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限り。）

合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により住居と学校施設等との間を往復する際に他人の身体に障害を負わせたり、財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊し、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合



3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

賠償責任補償においては医療関連の実習は対象となりません。

医療関連の実習中の賠償事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」(P15)にて補償します。

補償内容	死亡保険金		後遺障害保険金		入院保険金		手術保険金		通院保険金				
	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部			
正課中*1 学校行事参加中*1 学内休憩時間中*1*2	2,000万円	1,200万円	程度に応じ 120万円～ 3,000万円	程度に応じ 72万円～ 1,800万円	事故の日から その日を含めて 180日以内の入院に限り 入院日数180日を限度に		事故の日から その日を含めて 180日以内の 手術*5 (入院中以外の手術) 2万円 (入院中の手術) 4万円		事故の日から その日を含めて 180日以内の 通院に限り 通院日数 90日を限度に				
上記以外で学校施設 内にいる間*1	1,000万円	600万円	程度に応じ 60万円～ 1,500万円	程度に応じ 36万円～ 900万円							1日につき 4,000円	1日につき 1,200円	1日につき 1,000円
学校施設外で学校に 届け出た、課外活動を行 っている間*1													
通学中*3													
学校施設等 相互間の移動中*3													
賠償責任補償金額*4 対人(1名/1事故につき) 対物(1事故につき)	支払限度額 対人賠償:1名につき5,000万円/1事故につき5億円 対物賠償:1事故につき500万円 (免責金額 なし)												
臨床実習中	感染予防費用補償特約(特約加入者が感染予防措置を受けた場合) 支払保険金:1事故につき30万円限度(実費払い)*6*7												

*1 学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。また学校施設には寄宿舎は含みません。

*2 放課後の休憩時間中や寄宿舎にいる間を除きます。

*3 通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限りです。

*4 この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

*5 手術保険金は、1事故につき1回の手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*6 院内感染も補償の対象となります。

・院内感染とは：

臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合(蔓延するおそれのある場合を含みます。)に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと(感染するおそれのある場合を含みます。)をいいます。

*7 感染症の治療費は対象となりません。

(2) 保険料(学生生徒1人あたり)

加入期間	補償終了日*1	昼間部		夜間部		加入期間 (補償終了日)	感染予防費用補償特約 昼間部、夜間部共通
		通学特約無	通学特約有	通学特約無	通学特約有		
～6ヶ月	2025年9月30日*2	370円	620円	390円	580円	1年*3 (2026年3月31日)	40円
～1年	2026年3月31日	530円	900円	540円	810円		
～1年6ヶ月	2026年9月30日	720円	1,240円	770円	1,140円		
～2年	2027年3月31日	940円	1,610円	1,010円	1,490円		
～2年6ヶ月	2027年9月30日	1,160円	1,980円	1,250円	1,840円		
～3年	2028年3月31日	1,370円	2,340円	1,460円	2,160円		
～3年6ヶ月	2028年9月30日	1,580円	2,690円	1,680円	2,490円		
～4年	2029年3月31日	1,740円	2,970円	1,870円	2,750円		

*1 中途加入の場合も補償終了日は記載の日付になります。加入手続きについてはP8の「加入時注意POINT」をご参照ください。

*2 2025年10月1日以降に補償開始の場合2026年3月31日になります。

*3 感染予防費用補償特約は、その他の専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険と保険期間が異なります。

※文部科学省が毎年実施している学校基本調査(指定統計第13号)の「昼間」「通信制」区分に係る報告内容に沿ってご加入ください。

通信制学科を設置している場合には第一成和事務所までお問い合わせください。

(3) 保険期間

2025年4月1日午前0時～2025年から2028年の9月30日または
2026年から2029年の3月31日の午後12時まで

※感染予防費用補償特約のみ2026年3月31日午後12時までとなります。

学校が2025年4月1日以前に学校長の決定もしくは理事会等の決議により学校一括で全学生生徒加入の機関決定がなされ、かつ2025年5月15日までに所定の保険料を添えて申し込み手続きが完了した場合は上記保険期間となります。

※4月1日以降の中途加入については、毎月1日より補償開始にて受け付けております。

※10月1日以降にご加入を希望される場合、保険期間「～6ヶ月(2026年3月31日終了)」にてお申込みの上、翌年度、再度残りに在籍期間に合わせて加入手続きをお願いいたします。

※2025年度からご加入いただく場合の最長保険期間は2029年3月31日となります。それを超過して在籍する場合は別途代理店までお問い合わせください。

加入手続き方法や補償開始月(中途加入含む)は、P6をご覧ください

GO!

1. 加入対象者

この保険にご加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることが出来る方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険（以下「学災」）に加入の学生生徒のうち、留学生*1に限ります。原則留学生全員加入となります。

*1 国民健康保険に加入している留学生を対象としています。国民健康保険に未加入の方はご加入いただけません。

2. 補償内容

保険金をお支払いする主な場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらましP24~26をご確認ください。

基本タイプ・拡充タイプともに24時間補償!!加入タイプは学校で統一してください。学校単位でのご加入となります。

基本タイプ

● 傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

・死亡・後遺障害のみ補償

ケガで死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。（入院、手術、通院保険金はお支払いの対象となりません。）

● 個人賠償責任

国内外において、受け入れ留学生の方が日常生活において他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

● 救援者費用等

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより継続して3日以上入院した場合等に要した費用について、保険の対象となる方またはその親族等に保険金額を限度としてお支払いします。（交通費、宿泊料、移送費用、諸雑費等）

ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。



買い物中、誤って商品を壊してしまった。

乗っていた船舶が遭難し、捜索救助費用を負担した。

拡充タイプ

● 借家人賠償責任

国内における借戸室での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

❗留学生の方が寮・下宿生の場合にご加入できます（自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。）

上記の**基本タイプ**に加え、以下のような事例も対象になります。

失火により借家を焼失させてしまった。



給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。

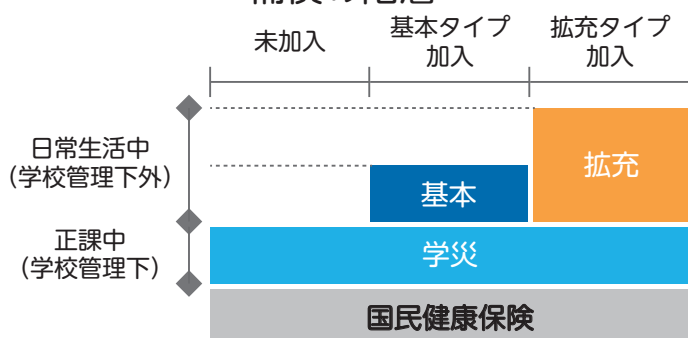
〈特約部分〉

● 医療費用補償特約

病気やケガによって、国内で入院や通院をしたことにより治療費用等を負担した場合に、保険金をお支払いします。

※1回の入院または通院について、限度日数があります。

＜補償の階層＞



外国人留学生を受け入れる学校では、正課中（学校管理下）のみならず、日常生活での危機管理においても信義則上の義務から配慮が求められています。

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

タイプ	補償の内容				
	死亡・後遺障害	医療費用補償	個人賠償責任（本人限定）*3	借家人賠償責任	救護者費用等
基本タイプ	100万円	—	国内 3億円 国外 1億円 記録情報限度額 500万円	—	500万円
拡充タイプ	100万円	入院諸費用*1*2 (支払限度基礎日額：1,000円 支払限度日数180日) 治療費用 (支払限度日数60日)	国内 3億円 国外 1億円 記録情報限度額 500万円	500万円	500万円

*1 入院諸費用は免責金額5,000円

*2 医療費用補償では、先進医療費用保険金も対象となります。先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍を支払限度額とします。また、先進医療費用保険金は、入院諸費用保険金と同一の支払限度日数とします。

*3 本補償はアルバイト・インターンシップ中の事故についても補償対象です。ただし、Ⅲインターンシップ活動賠償責任保険では対象となる、受託品の置き忘れまたは紛失等は支払い対象外となります。詳しくは後記補償のあらましP24をご確認ください。

(2) 保険料

保険補償開始日	保険料（生徒1名につき）		保険終期
	基本タイプ	拡充タイプ	
2025年 4月1日	3,300円	19,980円	2026年 4月1日
5月1日	3,120円	18,960円	
6月1日	2,960円	17,970円	
7月1日	2,800円	16,970円	
8月1日	2,630円	15,980円	
9月1日	2,470円	14,980円	
10月1日	2,310円	13,990円	
11月1日	2,150円	12,990円	
12月1日	1,800円	10,970円	
2026年 1月1日	1,480円	8,980円	
2月1日	1,150円	6,980円	
3月1日	830円	5,000円	

※拡充タイプの保険料には、基本タイプの保険料が含まれています。

※保険期間中に脱退しても、保険料の返還は行われません。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。受け入れ留学生が継続的に職業に従事している場合は、保険料が異なることがあります。詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

(3) 保険期間

2025年4月1日午前0時～2026年4月1日午後4時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行い、振込日の翌日午前0時からとなります。

※4月1日から補償を希望される場合は、5月15日までにお手続きをお願いいたします。

※遡っての補償開始は承れませんのでご注意ください。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P6をご覧ください

GO!

今年度更新いただく内容の一部改定があります。補償内容等の主な改定点は下表のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

改定項目	概要
「個人賠償責任補償特約」「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」における「ドローン」の取扱いの明確化	「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。
「個人賠償責任補償特約」における道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。

インターンシップ活動賠償責任保険

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険

1. 加入対象者

この保険にご加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険（以下「学災」）に加入の学生生徒のうち、インターンシップ活動賠償責任保険に加入した方に限ります。

補償対象となるインターンシップ活動

学校が、正課（実習を含む）、学校行事または課外活動のいずれかに位置付ける日本国内での企業等における就業体験。

※学生生徒が個人的にインターンシップ活動を行い賠償責任を負った場合は本保険の対象になりません。

インターンシップとは…

学生生徒が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を企業・施設等で行うことをいいます。

●本保険の対象とならないインターンシップ
看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅうり科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習
※医療関連学科とは、医療行為の実習を行う学科をいいます。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらましP27をご確認ください。

学生生徒が、正課、学校行事または課外活動として参加するインターンシップ活動^{*1}に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害し、または、他人の財物を損壊した（受託物については、損壊、紛失し、または盗取、詐取された）ことにより学生生徒が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

また、インターンシップ活動に伴って学生生徒が提供した飲食物やインターンシップ活動の結果に起因して、保険期間中に他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したことにより学生生徒が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

*1 通学中等傷害危険担保特約付帯の学生生徒については、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、学生生徒の住所とインターンシップ活動が実施される施設の間（当該施設が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設の間を含みます。）を移動する間に行う活動を含みます。



●インターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して他人をけがさせ学生個人が法律上の賠償責任を負った。



●インターンシップ活動中、派遣先のパソコンを落として破損させてしまい、学生個人が法律上の賠償責任を負った。

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額と保険料

(免責金額 1事故につき5,000円)

行われるインターンシップ活動	補償内容	支払限度額	保険料	
正課・学校行事または課外活動として	施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1億円 1事故につき 1億円	学生生徒 1人あたり 250円
		対物賠償	1事故につき 250万円	
	生産物賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1億円 1事故につき 1億円 保険期間中 1億円	
		対物賠償	1事故につき 1億円 保険期間中 1億円	
	受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故につき 250万円	
			保険期間中 250万円	

①保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり250円となります。

②保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。

③学生生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。

④この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(2) 保険期間

2025年4月1日午前0時～2026年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。

※4月1日から補償を希望される場合は、5月15日までにお手続きをお願いします。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P6をご覧ください

GO!

1. 加入対象者

この保険にご加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることが出来る方）は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒で、学生・生徒災害傷害保険（以下「学災」）に加入の学生生徒のうち、医療分野学生生徒賠償責任保険に加入した方に限ります。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらしP27をご確認ください。

本制度にご加入いただくことにより、学生・生徒災害傷害保険の賠償責任補償およびインターンシップ活動賠償責任保険では補償の対象とならなかった、「医療分野の学生生徒が医療関連学科の正課および学校行事として日本国内で行う医療関連実習（インターンシップ活動も含みます）*1に起因して保険期間中に他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊した（受託物については、損壊、紛失し、または盗取、詐取された）ことにより、学生生徒が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」を補償します。

*1 通学中等傷害危険担保特約付帯の学生生徒については、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、学生生徒の住所と医療関連実習が実施される施設の間（当該施設が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設の間を含みます。）を移動する間に行う活動を含みます。



● マッサージの実習中に、相手にケガをさせました。



● 看護実習中に、入院患者の所有物を壊してしまった。

医療関連学科とは…

看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額と保険料

(免責金額 なし)

補償内容	支払限度額		保険料
施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 1億円
	対物賠償	1事故につき	1億円
受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故につき 保険期間中	1億円 1億円
			学生生徒 1人あたり 1,000円

①保険始期以降に加入する場合も保険料は1人あたり1,000円となります。

②保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。

③学生生徒自身のケガについては、学生・生徒災害傷害保険にて補償されます。

④この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(2) 保険期間

2025年4月1日午前0時～2026年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。

※4月1日から補償を希望される場合は、5月15日までにお手続きをお願いします。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P6をご覧ください

GO!

学校対象の保険の 全体像

具体的な対象者（被保険者）		学校対象の保険制度					
		学校賠償責任保険		学校賠償責任 保険フルカバー	情報漏えい 保険	サイバー リスク保険	役員賠償 責任保険 ^{*1}
		基本タイプ	拡充タイプ				
法律上の損害賠償責任を負担した場合 に補償の対象となる方	①学校法人	○	○	○	○	○	— ^{*2}
	②役員	○	○	○	○	○	○
	③教職員	○	○	○	○	○	—

□は補償内容が重複する部分がございますのでいずれかの補償をお選びください。

賠償リスクの種類	対象事例	学校賠償責任保険		学校賠償責任 保険フルカバー	情報漏えい 保険	サイバー リスク保険	役員賠償 責任保険
		基本タイプ	拡充タイプ				
対人事故	授業中に学生がケガをしたことにつき、学校の管理責任を問われて治療費を請求された。	○	○	○	—	—	—
対物事故 (受託物を除く)	郊外活動中に学生が訪問先の什器を破損したことにつき、学校の管理責任を問われて修理費を請求された。	○	○	○	—	—	—
対物事故 (受託物)	外部業者から借りていた作業用の機械を破損したことにつき、学校の管理責任を問われて修理費を請求された。	—	○	○	—	—	—
対人・対物事故以外	対人・対物事故以外の学校教育活動の遂行に起因する事故や侵害行為	—	—	○	—	—	役員としての「監督責任」を問われた場合 ○ (役員個人が行為者となった場合は対象外)
	経営判断ミス等	—	—	—	—	—	○
	情報漏えい	—	—	—	○	○	—
	サイバー攻撃	—	—	—	△	○	—

*1 私学法改正にあたり、2020年度より新たに学校法人向け役員賠償責任保険を販売いたしました。詳細については、別途学校法人様向けにご案内している「役員賠償責任保険のご案内」をご確認ください。

*2 役員の不祥事に際して、学校法人が支出する法人内調査費用、第三者委員会設置・活動費用等のみ補償対象です。

1. 加入対象校

この保険に加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることができる方）は、上記加入対象校のうち加入学校（記名被保険者）およびその役員、教職員となります。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらしみP28をご確認ください。また、このガイドブックで使用する用語の定義については、P22をご確認ください。

基本タイプ

●学校施設賠償責任保険（施設賠償責任保険）

学校が教育活動のために日本国内において、所有・使用・管理する施設や、学校が主体となって日本国内で行う活動に起因して保険期間中に他人（学生生徒を含む）の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※被保険者が所有・使用・管理する財物等のうち受託物に対する損害賠償責任は除きます。

拡充タイプ

●学校施設・受託物賠償責任保険（施設賠償責任保険＋管理下財物損壊等担保特約）

基本タイプの補償内容に加え、他人から預かった衣類、ペット、機械等の管理下財物の損壊、紛失、盗取または詐取について、被保険者がその財物の正当な権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

賠償リスクの種類	事例	基本タイプ	拡充タイプ	支払限度額	免責金額
対人事故	他人の身体の障害	○	○	1名につき 1事故につき 5,000万円 5億円	1事故につき 1万円
対物事故	他人の財物の損壊	○	○	1事故につき 500万円	
受託物に関する事故	預かりものの損壊等	—	○	1事故につき 1,000万円	0円（なし）

(2) 保険料

保険補償開始時	保険料（生徒1名につき）		保険終期
	基本タイプ	拡充タイプ	
4月1日～4月30日	63円	93円	2026年 3月31日
5月1日～5月31日	57円	87円	
6月1日～6月30日	53円	83円	
7月1日～7月31日	47円	67円	
8月1日～8月31日	42円	62円	
9月1日～9月30日	38円	58円	
10月1日～10月31日	32円	52円	
11月1日～11月30日	27円	37円	
12月1日以降～2026年3月31日	21円	31円	

※拡充タイプの保険料には、基本タイプの保険料が含まれています。

保険料算出方法

生徒1人あたりの保険料×学生生徒数で計算してください。なお、**2024年度の学校基本調査**での学生生徒数が基準となります。

※ご申告いただいた学生生徒数が実際の「学校基本調査」で回答している学生生徒数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

※保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。

加入例 昨年（2024年）度5月1日付学校基本調査学生生徒数が300人の専修学校が4月に加入した場合の保険料

V 学校賠償責任保険 **基本タイプ** の場合：1名につき **63円 × 300人 = 18,900円**
拡充タイプ の場合：1名につき **93円 × 300人 = 27,900円**

(3) 保険期間

2025年4月1日午前0時～2026年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。

※4月1日から補償を希望される場合は、3月31日までにお手続きをお願いします。

※遡っての補償開始は承れませんのでご注意ください。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P6をご覧ください

GO!

1. 加入対象校

この保険に加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることが出来る方）は、上記加入対象校のうち加入学校（記名被保険者）およびその役員、教職員となります。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらしP28をご確認ください。また、このガイドブックで使用する用語の定義については、P22をご確認ください。

●学校施設・受託物・教育活動賠償責任保険（施設賠償責任保険＋管理下財物損壊等担保特約＋学校教育活動賠償責任保険）

<基本補償>

拡充タイプの学校賠償責任保険の補償内容に加え、学校教育活動の遂行または侵害行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します（基本契約）。なお、侵害行為に起因する損害賠償請求には、次の請求を含みます。また、損害賠償責任には、次の請求により負担する支払責任を含みます。

- ・地位確認等の請求
- ・賃金等の支払請求

保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

また、学校賠償責任保険フルカバーにセットされる下記特約により、被保険者が負担する下記費用を補償します。

<学校賠償責任保険フルカバーに付帯される特約部分の補償>

●事故対応費用担保特約

・訴訟対応費用

この保険の対象となる事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内に提起された場合に、被保険者が支出した応訴のそのために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる費用

・初期対応費用

この保険の対象となりうる事故が発生した場合に、被保険者が事故対応のために負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限りです。）を被った被害者への見舞金もしくは香典または見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる費用

・コンサルティング費用

この保険の対象となる事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために支出した費用（ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限りです。）

●災害被災者対応費用担保特約*1

学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者等が、火災、落雷、台風等の所定の災害により、または学校施設外で学校教育活動中の学生等が活動中に発生した急激外来の事故により保険期間中に死亡または後遺障害を被った際、被保険者がその被災者への対応を行うために負担した被災者等に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用、被災者の親族等が被災者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用

●犯罪被害者対応費用担保特約*1

学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者等が、第三者の犯罪行為（過失犯を除きます。）により保険期間中に身体の障害を被り、または不当な身体の拘束を受けた際、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者等に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用、被災者の親族等が被災者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用（警察署への被害届が必要になります。）

*1 災害被災者対応費用担保特約・犯罪被害者対応費用担保特約については、被保険者がその事故について法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外となります。

	賠償リスクの種類	事例	学校賠償責任保険フルカバー	
施設賠償責任保険	対人事故	他人の身体の障害	○	
	対物事故	他人の財物の損壊	○	
	受託物に関する事故	預かりものの損壊等	○	
学校教育活動賠償責任保険	対人事故	侵害行為による精神的苦痛、いじめ・体罰により発生した他人の身体の障害のみ	○	
	対人・対物事故以外	人格権侵害	他人の自由、名誉、プライバシーの侵害	○*2
		事務ミス	出題、採点ミスまたは書類作成ミス	○
		いじめ・体罰	いじめに対する対応の不備 体罰に関する保護者とのトラブル	○
		ハラスメント	学生に対するセクシュアルハラスメント 研究室におけるアカデミックハラスメント	○
		雇用関連リスク	採用・昇進・福利厚生・解雇をめぐるトラブル 職場における教職員間のハラスメント	○
		知的財産権侵害	学校ホームページのコンテンツの著作権をめぐるトラブル	○*3

*2 情報の漏えいまたはそのおそれによるものは免責（情報漏えい保険・サイバーリスク保険で補償）

*3 ホームページ等による著作権侵害に限定して補償

3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

補償項目		支払限度額		免責金額	
施設賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	5,000万円 5億円	1事故につき	1万円
	対物賠償	1事故につき	500万円		
	受託物賠償	1事故につき	1,000万円	0円（なし）	
学校教育活動賠償責任保険	基本補償	1請求・保険期間中	5,000万円	1請求あたり	10万円
	事故対応費用	1事故あたり	300万円*1	1事故あたり	10万円
	追加被保険者補償*2	1請求・保険期間中	5,000万円	1請求あたり	10万円
	災害被災者対応費用	1事故・保険期間中	1,000万円*3	1事故あたり	見舞金・香典・見舞品購入費用以外：10万円 見舞金・香典・見舞品購入費用：なし
	犯罪被害者対応費用	1事故・保険期間中	1,000万円*4		

*1 初期対応費用のうち、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限り）を被った被害者への見舞金もしくは香典または見舞品購入費用は被害者1名につき10万円、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品購入費用は被害者1名につき3万円が限度となります（1事故あたりの支払限度額の内枠）。

*2 追加被保険者補償における支払限度額は、教職員である被保険者1名あたりについて適用され、かつ基本補償の支払限度額の内枠で適用されます。

*3 被災者またはその親族に対して支払う見舞金もしくは香典または見舞品購入費用については、身体障害の程度等によって被災者1名あたりの支払限度額が設定されます（1事故・保険期間中の支払限度額の内枠）。※詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

*4 被害者またはその親族に対して支払う見舞金もしくは香典または見舞品購入費用については、身体障害の程度等によって被害者1名あたりの支払限度額が設定されます（1事故・保険期間中の支払限度額の内枠）。※詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

※この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(2) 保険料

保険補償開始時	保険料（生徒1名につき）	保険終期
4月1日～4月30日	854円	2026年 3月31日
5月1日～5月31日	848円	
6月1日～6月30日	844円	
7月1日～7月31日	838円	
8月1日～8月31日	833円	
9月1日～9月30日	829円	
10月1日～10月31日	823円	
11月1日～11月30日	808円	
12月1日以降～2026年3月31日	802円	

保険料算出方法

生徒1人あたりの保険料×学生生徒数で計算してください。なお、**2024年度の学校基本調査**での学生生徒数が基準となります。

※ご申告いただいた学生生徒数が実際の「学校基本調査」で回答している学生生徒数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

※保険期間中に脱退しても、保険料の返戻は行われません。

加入例 昨年（2024年）度5月1日付学校基本調査学生生徒数が300人の専修学校が4月に加入した場合の保険料
Ⅵ 学校賠償責任保険フルカバー 1名につき **854円 × 300人 = 256,200円**

(3) 保険期間

2025年4月1日午前0時～2026年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行ない、振込日の翌日午前0時からとなります。**

※4月1日から補償を希望される場合は、3月31日までにお手続きをお願いします。

※遡っての補償開始は承れませんのでご注意ください。

加入手続き方法や補償開始月（中途加入含む）は、P6をご覧ください

GO!

情報漏えい保険／サイバーリスク保険

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）／サイバーリスク保険

※情報漏えい保険は、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）のペットネームです。

1. 加入対象校

この保険に加入いただけるのは、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または、各種学校に限ります。この保険の被保険者（保険の補償を受けることが出来る方）は、①記名被保険者（加入校）、②記名被保険者（加入校）の役員または使用人（①の業務に関する場合に限り）となります。

2. 補償内容

保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合については、後記補償のあらしP29～33をご確認ください。また、このガイドブックで使用する用語の定義については、P22をご確認ください。

情報漏えい保険

次の2つの補償により、情報漏えいリスクを補償します。

(1) 損害賠償責任に関する補償 (サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項)

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（*1）（*2）
 (*1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。 (*2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害も補償の対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用 (サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項)

① 訴訟対応費用以外の費用

事故対応期間内に生じた以下の費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

- a. サイバー攻撃対応費用 b. 原因・被害範囲調査費用
- c. 相談費用 d. コンピュータシステム復旧費用
- e. その他事故対応費用 f. 再発防止費用

※各費用の詳細については、P30をご参照ください。

<セキュリティ事故とは>

次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、上記a. サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。

- ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ

イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの

<風評被害事故とは>

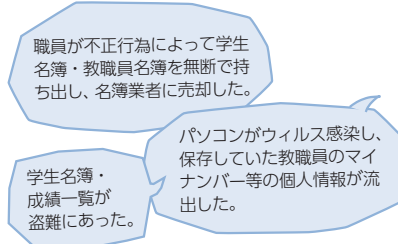
セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

② 訴訟対応費用

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。）を支出したことによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。

● 情報漏えい保険の特長

情報漏えい（そのおそれを含む）事故による調査・見舞い費用や賠償等を補償します！！



サイバーリスク保険

情報漏えいリスクの補償に加え、学校を取り巻くサイバーリスクを包括的に補償します。

(1) 損害賠償責任に関する補償 (サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）)

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（*1）（*2）

① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。）

- a. 他人の事業の休止または阻害
- b. 磁気的または光学的に記録した他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。）
- c. その他の不測の事由による他人の損失の発生

② 情報の漏えいまたはそのおそれ

③ 人格権・著作権等の侵害（②を除きます。）

(*1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。 (*2) 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害も補償の対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用 (サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）)

① 訴訟対応費用以外の費用

以下の費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。

- a. サイバー攻撃対応費用 b. 原因・被害範囲調査費用
- c. 相談費用 d. コンピュータシステム復旧費用
- e. その他事故対応費用 f. 再発防止費用 g. 緊急対応費用

※a～gについては、事故対応期間内に生じたものに限ります。gについては固有の

お支払い条件があります（P32（*4）ご参照）。
 ※各費用の詳細については、P32をご参照ください。

<セキュリティ事故とは>

左記（1）損害賠償責任に関する補償における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃をいいます。ただし、a. サイバー攻撃対応費用およびg. 緊急対応費用については、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃のおそれを含みます。

<風評被害事故とは>

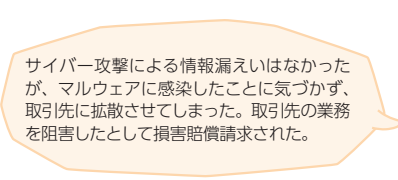
セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

② 訴訟対応費用

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限り。

● サイバーリスク保険の特長

情報漏えいだけでなく、サイバー攻撃を受けたこと等により取引先の事業を阻害したり、人格権を侵害した場合の調査・見舞い費用や賠償等を補償します！！



3. 補償金額と保険料、保険期間

(1) 補償金額

ご契約タイプ	縮小 支払割合	情報漏えい保険			サイバーリスク保険			
		支払限度額			支払限度額			
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ	
(1) 損害賠償責任に関する補償 (1請求・保険期間中)	—	1,000万円	3,000万円	10,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円	
(2) サイバーセキュリティ事故対応費用	サイバーセキュリティ事故対応費用全体(1事故・保険期間中)	—	100万円	300万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
	a. サイバー攻撃対応費用 (1事故・保険期間中)	100%	100万円	300万円	1,000万円	300万円	300万円	500万円
	b. 原因・被害範囲調査費用 (1事故・保険期間中)		100万円	300万円	1,000万円	300万円	300万円	500万円
	c. 相談費用 (1事故・保険期間中)		100万円	300万円	1,000万円	300万円	300万円	300万円
	d. コンピュータシステム復旧費用 (1事故・保険期間中)	100%	100万円	300万円	1,000万円	300万円	300万円	300万円
	e. その他事故対応費用	100%	—	—	—	—	—	—
	カ. 個人情報漏えい見舞費用 (被害者1名につき)	100%	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	キ. 法人見舞費用 (被害法人1法人につき)	100%	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	カ. キ.以外の費用	100%	—	—	—	—	—	—
	f. 再発防止費用 (1事故・保険期間中)	90%	100万円	300万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
g. 緊急対応費用 (1事故・保険期間中)	90%	—	—	—	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
訴訟対応費用 (1請求・保険期間中)	100%	100万円	300万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	
(1) (2) 合算 (保険期間中)	—	1,000万円	3,000万円	10,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円	
免責金額	損害賠償責任に関する補償	—	1事故につき 20万円			1事故につき 20万円		
	サイバーセキュリティ事故対応費用	—	1事故につき 20万円			1事故につき 20万円		

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

(2) 保険料

学校単位でのご加入となります。

学生生徒数は、**2024年度文部科学省が実施した「学校基本調査」**で回答している学生生徒数とします。

学生生徒数	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
～349名	30,000円	50,000円	100,000円	288,590円	355,170円	436,350円
350名～499名	50,000円			322,850円	398,250円	494,160円
500名～999名		412,140円		508,410円	630,960円	
1,000名～						

※保険料が記載されていないゾーン (□部分) の保険料については、株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

※ご申告いただいた学生生徒数が実際の「学校基本調査」で回答している学生生徒数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

(3) 保険期間

2025年4月1日午前0時～2026年3月31日午後12時まで

●保険始期日以降にお手続き頂いた場合の補償開始日は、学校が所定の保険料をとりまとめて、**一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ加入手続きおよび振込み手続きを行い、振込日の翌日午前0時からとなります。**

※4月1日から補償を希望される場合は、3月31日までにお手続きをお願いいたします。

加入手続き方法や補償開始月 (中途加入含む) は、P6をご覧ください

GO!

用語の定義

【学校教育活動賠償責任保険】

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
学校教育活動	教育基本法に規定する教育の目的および学校の種類に応じた学校教育法に定める目的に沿って、日本国内において行う教育活動（校外活動、部活動、学生等に対する進路指導、入学者の選考に関する事務および学生等の学籍管理に関する事務を含みます。）のうち、保険証券記載の学校にかかるものをいいます。ただし、侵害行為に該当するものを除きます。
侵害行為	次の行為をいいます。 ア. 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。 イ. 性的な言動に対する労働者もしくは学生等の対応によりその労働者もしくは学生等に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境もしくは学習環境を害すること。 ウ. 職場または教育の場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上または学校教育活動上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境または学生等の学習環境を害すること。 エ. 労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。 （ア）労働者の妊娠または出産 （イ）産前・産後休業等の制度または措置の利用 （ウ）育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用
役員	記名被保険者（学校法人）の理事、監事その他法人の業務を執行する機関をいいます。
教職員	次の者をいいます（ただし、役員を除きます。）。 ア. 学校教育法等の法令に規定する校長、教員その他学校教育活動に従事する者 イ. 記名被保険者（学校法人）の使用人
労働者	保険証券記載の学校において、記名被保険者（学校法人）のために学校教育活動に従事する者をいい、役員を含みます。
地位確認等の請求	次の確認、取消しまたは保全を求める請求をいいます。 ア. 解雇、配置転換命令等の無効の確認または取消し イ. 雇用契約上の地位の確認または保全
賃金等の支払請求	賃金または退職手当の支払いを求める請求をいいます。
不当解雇判決等	雇用契約の終了が無効である旨を判決または審判により認定されたことをいい、裁判所への訴えの提起もしくは仮処分の中立てまたは審判手続の中立てが行われたうえで、雇用契約の終了の取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した場合を含みます。
労働者等	次の者をいいます。 ア. 労働者 イ. 労働者となるための申込みを行った者（記名被保険者（学校法人）が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。）
学生等	学校教育法に規定する学生、生徒、児童および幼児をいいます。
いじめ	自分より弱い者に対して一方的に、身体的または心理的な攻撃を継続的に加える行為をいい、相手が深刻な苦痛を感じているものをいいます。
体罰	役員または教職員が学生等に、教育目的で直接的または間接的に行う懲戒行為のうち、学生等に肉体的苦痛を与えるものをいいます。

【サイバーリスク保険】

ITユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。 イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供（記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
他人のためのコンピュータシステム	記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション・ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P30およびP32の「セキュリティ事故とは」「風評被害事故とは」をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
人格権・著作権等の侵害	記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示または配信（記名被保険者が対価・報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権・意匠権・商標権・人格権・ドメイン名の侵害をいいます。

補償のあらまし

■ 学生・生徒災害傷害保険

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害	死亡保険金	被保険者がP10 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の100%（P10 2.1学生・生徒の傷害事故補償1～3以外で学校施設内にいる間および4～6の場合は、死亡・後遺障害保険金額の50%）をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。 ※死亡・後遺障害保険金額は昼間部2,000万円、夜間部1,200万円となります。また、死亡保険金受取人の指定のない場合は法定相続人にお支払いします。	下記に掲げるいずれかの事由によって生じた傷害 ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。 ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をして生じた事故 ⑤脳疾患、疾病または心臓発作 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われる傷害を治療をする場合を除きます。） ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注1） ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動 ⑩核燃料物質の有害な特性等またはこれらの特性による事故（注2） ⑪自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間（注3） ⑫むちうち症、腰痛等で医学的他覚的所見のないもの ⑬ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中（注3） など
	後遺障害保険金	被保険者がP10 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の6%～150%をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額の150%が限度となります。	
	入院保険金	被保険者がP10 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、入院された場合	入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	被保険者がP10 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限り、また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限り*3。	
	通院保険金	被保険者がP10 2.1学生・生徒の傷害事故補償に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、通院（往診を含みます。）された場合	通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*4を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。	
感染症予防費用補償特約	接触感染（病院または診療所等の臨床実習が行われた施設内において、被保険者が直接間接を問わず、感染症*5の病原体に予期せず接触すること）もしくは院内感染（臨床実習を行った施設内で、感染症*5の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合に、被保険者が臨床実習を目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症の病原体に感染したこと。）をし、かつ、事故の日からその日を含めて1年以内にその接触感染および院内感染に対する感染症予防措置を受けた場合	保険期間を通じ、1事故につき30万円を限度に負担した費用の実費をお支払します。ただし、公的医療保険制度の給付がある場合は、その額を被保険者が負担した費用から差し引くものとします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	①上記傷害の保険金をお支払いしない主な場合の①～③の事由によって生じた費用 ②感染症の治療費 など	
施設賠償責任保険	被保険者が日本国内において参加する正課・実習・学校行事・課外活動その他学校管理下における活動（※1）（※2）の遂行に起因して、保険期間中に他人の身体または生命を害したことまたは他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことについて、被保険者が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被る場合 （※1）看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬学科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅうり科、視能訓練士科、東洋医療科、介護福祉学科等の医療関連学科に関する実習は含みません。 （※2）傷害保険に通学中等傷害危険担保特約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設の間（複数の場合はそれらの施設の間も含みます。）を合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）で移動する間も含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。	(1) 次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。 ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の訴訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力をするために支出した費用 (2) 保険金のお支払方法 ・上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の訴訟費用について、①法律上の損害賠償金額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染された物の有害な特性等に起因する損害 ⑦汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし、賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ⑧石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 ⑨医療行為（法令により医師等の有資格者以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅうり師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁止されている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害（医療関連実習中のこれらの事故については、別途医療分野学生生徒賠償責任保険にご加入いただく必要があります。） ⑩日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 ⑪航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもたら人力によるものを除きます）、動物の所有、使用または管理に起因する損害 ⑫被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し、正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑬被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑭被保険者の占有を離れた商品・飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害 ⑮活動後に、活動の結果に起因して発生した事故に起因する損害 ⑯サイバー攻撃 など	

* 学生・生徒災害傷害保険の傷害保険に通学中等傷害危険担保特約が付帯されている場合は、被保険者がその住居と活動が実施される施設（複数の場合はそれらの施設の間も含みます。）を合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）で移動する間に生じた傷害事故に対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんのでご注意ください。
* 傷害におけるケガには、有害ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、日射または熱射による身体の障害を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外傷性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
* 1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
* 2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動することがあります。）。
* 3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
* 4 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子・シーネ・スプリント固定、創外国定器、PTBキャスト、PTBブレース、線引子等およびハローベストをいいます。
* 5 感染症とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症をいいます。

■ 留学生補償保険：総合生活保険（こども総合補償）補償の概要等

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- *2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【基本タイプ・拡充タイプ共通】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>死亡保険金</p> <p>傷害補償基本特約</p> <p>後遺障害保険金</p>	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの <p>等</p>
<p>救済者費用等補償特約+救済者費用等</p> <p>補償特約の一部変更に関する特約</p>	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた損害 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 <p>等</p>
<p>個人賠償責任補償特約+個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約</p> <p>本人のみ補償特約（個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約）</p>	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等</p> <p>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的事故または機械的の事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

【拡充タイプ】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約(医療費用補償用) + 治療費用保険金</p>	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した場合</p> <p>▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。</p> <p>※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費 ■公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」*4) ■保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金 ■保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。) <p>*1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p> <p>*4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院 ・先天性疾患による入院または通院 ・妊娠または出産による入院または通院 ・痔核(じかく)、裂肛(れっこう)または痔瘻(じろう)による入院または通院 ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・自動車等の乗用を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 ・歯科疾病の治療のための通院 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*1 <p>等</p> <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。</p>
<p>入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約(医療費用補償用) + 入院諸費用保険金</p>	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院を開始し、以下の費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■病院または診療所の承認を得て使用されたベッドまたは病室の使用料 ■保険の対象となる方が約款に定める所定の状態となり、かつ医師等が必要と認めた期間において親族が付添をした場合の親族付添費*1、交通費、寝具等の使用料 ■保険の対象となる方の家庭において、次のいずれかの期間中に雇い入れたホームヘルパー*2の雇入費用(ホームヘルパー*2の紹介料および交通費を含みます。) (ア) 医師等が付添を必要と認めた期間 (イ) 家事従事者*3である保険の対象となる方が入院している期間 <ul style="list-style-type: none"> ■療養に必要なかつ有益な諸雑費*1 ■入院、転院、退院のために必要とした交通費 ■入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養に必要な費用および生活療養における食事の提供である療養に必要な費用(標準負担額を除きます。) <p>▶負担した費用の合計額から免責金額(自己負担額:5,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*4について、支払限度額(支払限度基礎日額に入院日数*5を乗じた額)を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*4について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限りします。</p> <p>※上記の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用した場合に限りします。この場合において、「療養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度の下で給付対象となる費用があるときは、その費用を除きます。なお、公的医療保険制度における「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に必要とする費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた入院諸費用保険金に相当する保険金を除きます。) <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 親族付添費については1日につき4,200円、諸雑費については1日につき1,100円とします(2024年10月時点)。</p> <p>*2 炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。</p> <p>*3 保険の対象となる方の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族の中で主たる者をいいます。</p> <p>*4 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*5 入院を開始した日から、その日を含めて支払限度日数を経過した日までの期間中の実入院日数をいいます。</p>	<p>(「医療費用補償特約」治療費用保険金と同じ)</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約(医療費用補償用) + 先進医療費用保険金	<p>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合</p> <p>■先進医療に必要とする費用*1</p> <p>■先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費</p> <p>▶負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院*3について、支払限度額(入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍)を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りします。</p> <p>※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。</p> <p>※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金 ・保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により支払われた先進医療費用保険金に相当する保険金を除きます。) <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 先進医療費用のうち保険外併用療養費(保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。)を除きます。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p> <p>*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</p>	(「医療費用補償特約」治療費用保険金と同じ)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内における保険の対象となる方ご本人の借戸室*1での事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行いません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 転居した場合は転居先の借戸室をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・心神喪失によって生じた損害 ・借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ・借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p style="text-align: right;">等</p>

■ インターンシップ活動賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
施設賠償責任保険	日本国内において行うインターンシップ活動（注）の遂行に起因して保険期間中に他人の身体または生命を害したことまたは他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことに伴い、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また、受託者賠償責任保険においては、受託物の時価額が限度となります。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染されたものの有害な特性等に起因する損害 ⑦日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 ⑧医療行為（法令により医師等の有資格者以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者が行ったことに起因する損害 ⑨サイバー攻撃 等
生産物賠償責任保険	日本国内において行うインターンシップ活動（注）によって販売・提供した飲食物、または、インターンシップ活動の結果に起因して、保険期間中に他人の身体または生命を害したことまたは他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことに伴い、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	【施設賠償責任保険】 ①航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもたら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害 ②汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ③石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 等 【生産物賠償責任保険】 ①故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害 ②生産物自体の損壊またはその使用不能についての賠償責任 ③汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ④石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 等
受託者賠償責任保険	日本国内において行うインターンシップ活動（注）中に被保険者が使用・管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊、紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、受託物の損壊・紛失・盗取・詐取が保険期間中に発生した場合に限ります。	【保険金のお支払方法】 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	【受託者賠償責任保険】 ①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 ②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 ③受託物である自動車または原動機付自転車の運行に起因する、その自動車・原動機付自転車の損壊・紛失・盗取・詐取について負担する賠償責任 ④受託物の使用不能に起因する損害 等

（注）補償対象となるインターンシップ活動については、詳しくはP14をご覧ください。

■ 医療分野学生生徒賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
施設賠償責任保険	医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習に起因して、保険期間中に他人の身体または生命を害したこと、または、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことに伴い、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。	①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また、受託者賠償責任保険においては、受託物の時価額が限度となります。 ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染されたものの有害な特性等に起因する損害 ⑦日本国外で発生した事故または日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟 ⑧サイバー攻撃 等
受託者賠償責任保険	医療関連学科の正課・学校行事として日本国内で行う医療関連実習中に被保険者が使用・管理する他人の財物（以下「受託物」といいます。）を損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対して正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、受託物の損壊・紛失・盗取・詐取が保険期間中に発生した場合に限ります。	【保険金のお支払方法】 上記①の法律上の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	【施設賠償責任保険】 ①航空機、昇降機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもたら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害 ②汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし賠償責任について、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定の期間内に発見・通知された場合は除きます。 ③石綿または石綿を含む製品の発がん性などの有害な特性に起因する損害 ④医療関連実習後にその実習の結果に起因して発生した事故 等 【受託者賠償責任保険】 ①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 ②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 ③受託物の使用不能に起因する損害 等

■ 学校賠償責任保険、学校賠償責任保険フルカバー

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合						
施設賠償責任保険	<p>記名被保険者が教育活動のために日本国内において所有・使用・管理する施設や、学校が主体となって日本国内で行う活動（注1）に起因して他人（注2）の身体または生命を害したこと、または他人（注2）の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）したこと（注3）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に日本国内において発生した事故に限ります。</p> <p>（注1）「活動」とは、次の①～③をいい、教職員（学校の卒業生であって、その学校の運動部の監督またはコーチ等を無償で務めている者を含みます。）の引率によるものを含みます。また、活動場所が複数の施設にまたがる場合、施設間を学生・生徒が合理的な経路・方法（学校が禁止した経路・方法を除きます。）により移動する間を含みます。ただし、一部の行為を除き、合理的な経路・方法を逸脱・中断したとき以降は対象となりませんので、ご注意ください。</p> <p>①教育課程に基づき行う教育活動 ②学校の管理下において行われる部活動 ③一時的に施設外で行う教育活動等</p> <p>（注2）記名被保険者が記名被保険者の使用人、理事・取締役・その他の法人の業務を執行する機関（記名被保険者が法人の場合）、構成員（記名被保険者が社団の場合）に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、被保険者相互間の関係はそれぞれ他人とみなします。</p> <p>（注3）拡充タイプでは、管理下財物の損壊、紛失、盗取または搾取についても補償します。</p>	<p>①法律上の損害賠償金：被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。</p> <p>②争訟費用：引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用</p> <p>③損害防止軽減費用：他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>④緊急措置費用：必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>〈保険金のお支払方法〉 上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p>	<p>①保険契約者、被保険者の故意（この免責事由は、被保険者ごとに個別に適用されます。） ②戦争、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤排水、排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ⑥核燃料物質や放射性同位元素またはこれらに汚染されたものの有害な特性等に起因する損害 ⑦医療行為（法令により医師等の有資格者以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者またはその他被保険者の業務の補助者が行ったことに起因する損害 ⑧日本国外で発生した事故 ⑨サイバー攻撃</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>【学校賠償責任保険基本タイプ固有】 ①記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ②記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（商品または飲食物を除きます）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任（被保険者ごとに個別に判断します）</p>						
学校教育活動賠償責任保険	<p>●基本補償 学校教育活動の遂行または侵害行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、侵害行為に起因する損害賠償請求には、次の請求を含みます。また、損害賠償責任には、次の請求により「負担する支払い責任を含みます。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地位確認などの請求 ・賃金などの支払請求 <p>保険金をお支払いするのは、被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中に日本国内においてなされた場合に限ります。</p> <p>※事故対応費用担保特約・災害被災者対応費用担保特約・犯罪被害者対応費用担保特約の保険をお支払いする場合には、右記「お支払いする保険金」欄をご参照ください。</p>	<p>●基本補償：上記施設賠償責任保険記載①～⑤と同様</p> <p>●事故対応費用 事故（※）について、被保険者が支出する次の費用をお支払いします。 （※）この「事故」とは、学校教育活動賠償責任保険に規定する損害賠償請求の原因となる事象をいいます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">訴訟対応費用</td> <td>事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が事故対応のために負担した応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>初期対応費用</td> <td>事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限りません。）を被った被害者への見舞金もしくは香典または見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。</td> </tr> <tr> <td>コンサルティング費用</td> <td>事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために支出した費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。</td> </tr> </table> <p>●災害被災者対応費用 学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者等が、学校施設内の建物、工作物等に損害が生じた火災、落雷、台風等の所定の災害により、または学校施設外で学校教育活動中の学生等が活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、保険期間中に死亡または後遺障害（後遺障害の定義について詳細は取扱代理店にお問い合わせください。）を被った際、被保険者がその被災者への対応を行うために負担した被災者等に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用、被災者の親族等が被災者の収容先（病院等）へ赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（被保険者がその事故について法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。）</p> <p>●犯罪被害者対応費用 学校の施設内にいる学生等または学校施設の来訪者、通学途上や学校施設外における学校教育活動中の学生等が、保険期間中に、第三者の犯罪行為（過失犯を除きます。）により、身体または生命を害し、または不当な身体の拘束を受けた際、被保険者がその被害者への対応を行うために負担した被害者等に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用、被害者の親族等が被害者の収容先（病院等）に赴く交通費、通信費等の社会通念上妥当と認められる費用をお支払いします。（警察署への被害届が必要となります。）（被保険者がその事故について法律上の賠償責任を負う場合はお支払いの対象外です。）</p> <p>〈保険金のお支払方法〉 ●基本補償 上記施設賠償責任保険記載と同じ</p> <p>●事故対応費用・災害被災者対応費用・犯罪被害者対応費用 各対応費用ごとに対応に要した金額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>	訴訟対応費用	事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が事故対応のために負担した応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。	初期対応費用	事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限りません。）を被った被害者への見舞金もしくは香典または見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。	コンサルティング費用	事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために支出した費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。	<p>●基本補償 上記①～⑤および⑧の事由に加え、以下の事由もお支払いしない事由となります。（ただし、②のうち侵害行為については労働争議に起因する損害もお支払いの対象となります。）</p> <p>①他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺。ただし、侵害行為による精神的苦痛、いじめ又は体罰により発生した他人の身体の損害を除きます。</p> <p>②情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用</p> <p>④日照権または眺望権の侵害</p> <p>⑤学校教育活動の履行の追完または再履行</p> <p>⑥被保険者が学校教育活動を行う施設もしくは設備または自動車、航空機、船舶もしくは動物の所有、使用または管理</p> <p>⑦履行不能または履行遅滞</p> <p>⑧学校教育活動の対価（入学金、授業料、教材費等を含みます。）の返還</p> <p>⑨研究の結果</p> <p>⑩資産運用</p> <p>⑪政治的見解、信教、信条または思想に対する措置</p> <p>⑫教職員に対する賃金または退職手当の支払または不払による損害（訴訟対応費用における教職員の超過勤務手当または臨時費用雇用は除きます。）ただし、次の損害については、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>a. 不当解雇判決等により記名被保険者（学校法人）に生じた賃金（雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金をいい、退職手当を含みません。）の支払による損害</p> <p>b. 被保険者が基本補償にて補償する②～⑤の費用を負担することによって被る損害</p> <p>⑬サイバー攻撃</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※特約条項の保険金をお支払いしない主な場合については、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。</p>
訴訟対応費用	事故に起因して被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が事故対応のために負担した応訴のために必要となる事故原因の調査費用や意見書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用をお支払いします。								
初期対応費用	事故が日本国内において発生した場合に、被保険者が負担する事故原因調査費用、身体の障害（侵害行為、いじめ、体罰により発生したものに限りません。）を被った被害者への見舞金もしくは香典または見舞品購入費用、入学試験に関する事務の過誤について被害者への謝罪のために支出する見舞品の購入費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用をお支払いします。								
コンサルティング費用	事故が侵害行為、いじめまたは体罰により発生した他人の身体の障害である場合に、記名被保険者（学校法人）が、引受保険会社が事前に承認したコンサルティング業者から再発防止対策についての支援、指導または助言を得るために支出した費用をお支払いします。ただし、事故が発生した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に支出した費用に限ります。								

■ 情報漏えい保険（サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
<p>サイバーリスク特別約款 賠償責任担保条項 + 情報漏えいリスク限定担保特約条項</p>	<p>情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（*1）（*2）</p> <p>（*1） 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。</p> <p>（*2） 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。</p> <p>①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）</p> <p>③協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>＜保険金のお支払方法＞ 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。 上記②③の費用については、合計額に対して保険金をお支払いします。 損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（上記①～③）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。</p>	<p>この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>【共通】</p> <p>①保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合 ア. 国際連合の決議に基づく制裁等 イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等 ウ. アまたはイ以外の制裁等</p> <p>②次の事由 ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃 ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃（ア）重要インフラサービスの利用、提供または維持（イ）安全保障・防衛</p> <p>③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用</p> <p>④保険契約者または被保険者の故意</p> <p>⑤地震、噴火、津波、洪水、高潮</p> <p>⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>⑦保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由</p> <p>⑧次の行為 ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為 イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為</p> <p>⑨被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。</p> <p>⑩他人の身体の障害</p> <p>⑪他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。</p> <p>⑫被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用</p> <p>⑬特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれ起因する知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。</p> <p>⑭記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求</p> <p>⑮記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害</p> <p>⑯被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版</p> <p>⑰被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）</p> <p>⑱罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず。）</p> <p>⑲被保険者相互間における損害賠償請求</p> <p>⑳被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求</p>	<p>この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>【共通】</p> <p>①保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合 ア. 国際連合の決議に基づく制裁等 イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等 ウ. アまたはイ以外の制裁等</p> <p>②次の事由 ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃 ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃（ア）重要インフラサービスの利用、提供または維持（イ）安全保障・防衛</p> <p>③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用</p> <p>④保険契約者または被保険者の故意</p> <p>⑤地震、噴火、津波、洪水、高潮</p> <p>⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>⑦保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由</p> <p>⑧次の行為 ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為 イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為</p> <p>⑨被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。</p> <p>⑩他人の身体の障害</p> <p>⑪他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。</p> <p>⑫被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用</p> <p>⑬特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれ起因する知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。</p> <p>⑭記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求</p> <p>⑮記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害</p> <p>⑯被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版</p> <p>⑰被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）</p> <p>⑱罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず。）</p> <p>⑲被保険者相互間における損害賠償請求</p> <p>⑳被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求</p>

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合																																										
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項） + 情報漏えいリスク限定担保特約条項</p>	<p>【訴訟対応費用以外の費用】 事故対応期間内に生じた「お支払いする保険金」記載の費用（その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限り、）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限り、 セキュリティ事故とは：次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、右記a. サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。 ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの 風評被害事故とは：セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれ、をいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。</p>	<p>【訴訟対応費用以外の費用】 各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は1事故につき20万円となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。</p> <table border="1" data-bbox="359 302 1308 1848"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費用の種類</th> <th rowspan="2">定義</th> <th rowspan="2">縮小支払割合</th> <th colspan="2">支払限度額</th> </tr> <tr> <th>各費用固有の支払限度額</th> <th>費用全体の支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. サイバー攻撃対応費用</td> <td>セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（※1）によって発見されていたときに支出する費用に限り、 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り、 セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。</td> <td>100%</td> <td>1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円 （※4）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 原因被害範囲調査費用</td> <td>セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（※2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ロ) [e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用] の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）</td> <td>100%</td> <td>1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. 相談費用</td> <td>次の費用をいいます。（※2）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器・ノートパソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用</td> <td>100%</td> <td>1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>d. コンピュータシステム復旧費用</td> <td>次のアからコ.の費用をいいます。ただし、a～dおよび、訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円</td> </tr> <tr> <td>e. その他事故対応費用</td> <td>カ. 個人情報漏えい見舞費用（※2） 公表等の措置（※3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ロ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（※3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限り、</td> <td>100%</td> <td>被害者1名につき1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>f. 再発防止費用</td> <td>ク. クレジット情報モニタリング費用（※2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ロ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (ニ) コンサルティング費用（※2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。（※2）ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。</td> <td>90%</td> <td>1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額	a. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（※1）によって発見されていたときに支出する費用に限り、 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り、 セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。	100%	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円 （※4）		b. 原因被害範囲調査費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（※2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ロ) [e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用] の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）	100%	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円		c. 相談費用	次の費用をいいます。（※2）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器・ノートパソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円		d. コンピュータシステム復旧費用	次のアからコ.の費用をいいます。ただし、a～dおよび、訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	-	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円	e. その他事故対応費用	カ. 個人情報漏えい見舞費用（※2） 公表等の措置（※3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ロ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（※3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限り、	100%	被害者1名につき1,000円		f. 再発防止費用	ク. クレジット情報モニタリング費用（※2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ロ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (ニ) コンサルティング費用（※2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用	100%	-			同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。（※2）ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円		<p>P29「サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項） + 情報漏えいリスク限定担保特約条項」に同じ</p>
	費用の種類	定義				縮小支払割合	支払限度額																																						
各費用固有の支払限度額			費用全体の支払限度額																																										
a. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（※1）によって発見されていたときに支出する費用に限り、 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限り、 セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。	100%	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円 （※4）																																										
b. 原因被害範囲調査費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（※2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 (ア) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 (イ) 刑事事件に関する委任にかかる費用 (ロ) [e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用] の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）	100%	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円																																										
c. 相談費用	次の費用をいいます。（※2）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 (ア) コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器・ノートパソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 (イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円																																										
d. コンピュータシステム復旧費用	次のアからコ.の費用をいいます。ただし、a～dおよび、訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	-	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円																																									
e. その他事故対応費用	カ. 個人情報漏えい見舞費用（※2） 公表等の措置（※3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ロ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（※3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限り、	100%	被害者1名につき1,000円																																										
f. 再発防止費用	ク. クレジット情報モニタリング費用（※2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ロ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (ニ) コンサルティング費用（※2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用	100%	-																																										
	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。（※2）ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円																																										
<p>(※1) 次のいずれかをいいます。 ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報 イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告 (※2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限り、 (※3) 次のいずれかをいいます。 ① 公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限り、） ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③ 被害者または被害法人に対する詫言状の送付 ④ 公的機関からの通報 (※4) a. サイバー攻撃対応費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用で共有します。</p>																																													

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合								
サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項） 情報漏えいリスク限定担保条項	【訴訟対応費用】 この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。	【訴訟対応費用】 損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は1事故につき20万円となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。	P29「サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）+情報漏えいリスク限定担保条項」に同じ								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">訴訟対応費用の定義</th> <th rowspan="2">縮小支払割合</th> <th colspan="2">支払限度額</th> </tr> <tr> <th>各費用固有の支払限度額</th> <th>費用全体の支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 次の費用のうち、この保険契約において保険金支払いの対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 </td> <td>100%</td> <td> 1請求・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円 </td> <td> 1請求・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円 </td> </tr> </tbody> </table>		訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払いの対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%
訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額									
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額								
次の費用のうち、この保険契約において保険金支払いの対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円	1請求・保険期間中 Aタイプ：100万円 Bタイプ：300万円 Cタイプ：1,000万円								

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

■ サイバーリスク保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）	次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（*1）（*2） ①ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。） a. 他人の事業の休止または阻害 b. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りません。） c. その他の不測の事由による他人の損失の発生 ②情報の漏えいまたはそのおそれ ③人格権・著作権等の侵害（②を除きます。） （*1）保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。 （*2）日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。	①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。） ③協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 【保険金のお支払方法】 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。上記②③の費用については、合計額に対して保険金をお支払いします。 賠償責任保険に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償責任については、ご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、損害賠償金に関する補償でお支払いするすべての保険金（上記①～③）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。	この保険では、次の事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合 ア. 国際連合の決議に基づく制裁等 イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等 ウ. アまたはイ以外の制裁等 ②次のいずれかの事由 ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変または暴動 イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃 ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃 (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持 (イ) 安全保障・防衛 ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 ④保険契約者または被保険者の故意 ⑤地震、噴火、津波、洪水、高潮 ⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑦保険期間の開始日より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ⑧次の行為 ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為 イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為 ⑨被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ⑩他人の身体の障害 ⑪他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ⑫特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。 ア. 人格権・著作権等の侵害（「情報の漏えいまたはそのおそれ」を除きます。） イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害 ⑬記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ⑭記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害 ⑮被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版 ⑯被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。） ⑰被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用 ⑱罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず。） ⑲被保険者相互間における損害賠償請求 ⑳ITユーザー行為に起因する事故（「情報の漏えいまたはそのおそれ」および「人格権・著作権等の侵害」を除きます。）に関して、通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし ㉑情報の漏えいまたはそのおそれの事故に関して、被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求 ㉒人格権・著作権等の侵害事故（「情報漏えいまたはそのおそれ」を除きます。）に関する次の事由 ア. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に違反する行為またはそのおそれのある行為 イ. 記名被保険者による採用、雇用または解雇 ウ. 記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足 エ. 著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず。）
		【損害賠償責任に関する補償固有】 ①生体情報の保護または取扱いに関する国内外の法または規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害に対しては、この規定を適用しません。 ②記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任 ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任 イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任	

等

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合																																										
<p>【訴訟対応費用以外の費用】</p> <p>「お支払いする保険金」記載の費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。※a～gについては、事故対応期間内に生じたものに限ります。gについては固有のお支払い条件があります（本ページの（*4）ご参照）。</p> <p>セキュリティ事故とは：P31記載のサイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）における「保険金をお支払いする場合」①～③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃をいいます。ただし、本ページ以降に記載のa. サイバー攻撃対応費用およびg. 緊急対応費用については、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃のおそれを含みます。</p> <p>風評被害事故とは：セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれを含みます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。</p>	<p>【訴訟対応費用以外の費用】</p> <p>各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。</p> <p>※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。</p> <table border="1" data-bbox="343 291 1308 1948"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費用の種類</th> <th rowspan="2">定義</th> <th rowspan="2">縮小支払割合</th> <th colspan="2">支払限度額</th> </tr> <tr> <th>各費用固有の支払限度額</th> <th>費用全体の支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. サイバー攻撃対応費用</td> <td>セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（*1）によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。</td> <td>100%</td> <td>1事故・保険期間中 D、Eタイプ：300万円 Fタイプ：500万円（*5）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b. 原因調査費用</td> <td>セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>c. 相談費用</td> <td>セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（*2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ロ）[e. その他事故対応費用 c. 損害賠償請求費用]の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>d. コンピュータシステム復旧費用</td> <td>次の費用をいいます。（*2）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （ア）コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯型通信機器・ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （イ）損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用</td> <td>100%</td> <td>1事故・保険期間中 D、E、Fタイプ：300万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>e. その他事故対応費用</td> <td>次のアからコまでの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、g、訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を知照するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）、ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用（*2） 公表等の措置（*3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ロ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）、ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（*3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。 ク. クレジット情報モニタリング費用（*2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） （イ）通信費 （ロ）記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 （エ）コンサルティング費用（*2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用</td> <td>100%</td> <td></td> <td>1事故・保険期間中 Dタイプ：3,000万円 Eタイプ：5,000万円 Fタイプ：1億円</td> </tr> <tr> <td>f. 費用再発防止</td> <td>同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいいます。セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用にかかる費用を含みます。（*2）ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。</td> <td>90%</td> <td>1事故・保険期間中 1,000万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>g. 緊急対応費用（*4）</td> <td>サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。 ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、a. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、a. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ. サイバー攻撃の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。） （イ）コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。</td> <td>90%</td> <td>1事故・保険期間中 1,000万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額	a. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（*1）によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	100%	1事故・保険期間中 D、Eタイプ：300万円 Fタイプ：500万円（*5）		b. 原因調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。				c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（*2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ロ）[e. その他事故対応費用 c. 損害賠償請求費用]の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）				d. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。（*2）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （ア）コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯型通信機器・ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （イ）損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 D、E、Fタイプ：300万円		e. その他事故対応費用	次のアからコまでの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、g、訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を知照するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）、ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用（*2） 公表等の措置（*3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ロ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）、ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（*3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。 ク. クレジット情報モニタリング費用（*2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） （イ）通信費 （ロ）記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 （エ）コンサルティング費用（*2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用	100%		1事故・保険期間中 Dタイプ：3,000万円 Eタイプ：5,000万円 Fタイプ：1億円	f. 費用再発防止	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいいます。セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用にかかる費用を含みます。（*2）ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円		g. 緊急対応費用（*4）	サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。 ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、a. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、a. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ. サイバー攻撃の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。） （イ）コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円		<p>P31「サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）」に同じ（ただし、【損害賠償責任に関する補償固有】の事由を除きます。）</p>
費用の種類	定義				縮小支払割合	支払限度額																																						
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額																																									
a. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（*1）によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	100%	1事故・保険期間中 D、Eタイプ：300万円 Fタイプ：500万円（*5）																																									
b. 原因調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。																																											
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（*2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ロ）[e. その他事故対応費用 c. 損害賠償請求費用]の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含まず。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）																																											
d. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。（*2）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （ア）コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯型通信機器・ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （イ）損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 D、E、Fタイプ：300万円																																									
e. その他事故対応費用	次のアからコまでの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、g、訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を知照するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）、ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用（*2） 公表等の措置（*3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ロ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）、ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（*3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。 ク. クレジット情報モニタリング費用（*2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） （イ）通信費 （ロ）記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 （エ）コンサルティング費用（*2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用	100%		1事故・保険期間中 Dタイプ：3,000万円 Eタイプ：5,000万円 Fタイプ：1億円																																								
f. 費用再発防止	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいいます。セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用にかかる費用を含みます。（*2）ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円																																									
g. 緊急対応費用（*4）	サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合にその対応に要した費用に限ります。 ア. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用。ただし、a. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用。ただし、a. サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。 ウ. サイバー攻撃の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用 エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な次の費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。） （イ）コンサルティング費用。ただし、セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 1,000万円																																									
サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）																																												
<p>（*1）次のいずれかをいいます。 ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報 イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告</p> <p>（*2）引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。</p> <p>（*3）次のいずれかをいいます。 ①公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限ります。） ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③被害者または被害法人に対する詫言状の送付 ④公的機関からの通報</p> <p>（*4）サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する（支払が未済であっても業者が発注・依頼済みの場合を含みます。）より前に、引受保険会社（東京海上日動の緊急時ホットラインサービスを含みます。）にその事象についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内で生じた費用のみ補償対象となります。</p> <p>（*5）a. サイバー攻撃対応費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用で共有します。</p>																																												

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合										
サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）	【訴訟対応費用】 この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。	【訴訟対応費用】 損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は1事故につき20万円となります。 ※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。 <table border="1" data-bbox="352 280 1305 465"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 280 927 331" rowspan="2">訴訟対応費用の定義</th> <th data-bbox="927 280 999 331" rowspan="2">縮小支払割合</th> <th colspan="2" data-bbox="999 280 1305 297">支払限度額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="999 297 1150 331">各費用固有の支払限度額</th> <th data-bbox="1150 297 1305 331">費用全体の支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 331 927 465"> 次の費用のうち、この保険契約において保険金支払いの対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用 </td> <td data-bbox="927 331 999 465">100%</td> <td data-bbox="999 331 1150 465">1請求・保険期間中 1,000万円</td> <td data-bbox="1150 331 1305 465">1請求・保険期間中 Dタイプ：3,000万円 Eタイプ：5,000万円 Fタイプ：1億円</td> </tr> </tbody> </table>	訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払いの対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円	1請求・保険期間中 Dタイプ：3,000万円 Eタイプ：5,000万円 Fタイプ：1億円	P31「サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）」に同じ（ただし、【損害賠償責任に関する補償固有】の事由を除きます。）
訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額											
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額										
次の費用のうち、この保険契約において保険金支払いの対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 1,000万円	1請求・保険期間中 Dタイプ：3,000万円 Eタイプ：5,000万円 Fタイプ：1億円										

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

関係資料請求用帳票一覧

2025年度

各帳票は、株式会社第一成和事務所あて（FAX. 03-3667-9037 / Mail. seiwa@d-seiwa.co.jp）にご請求ください。

番号	帳票名	請求区分	備考
1	ガイドブック ※学生配布用ではございません	部	
2	学校集計報告書 (I 専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険)	部	
3	学校集計報告書 (I 専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険(感染予防費用補償特約付帯用))	部	
4	学校集計報告書 (II 専修学校各種学校留学生補償保険)	部	
5	学校集計報告書 (III インターンシップ活動賠償責任保険)	部	
6	学校集計報告書 (IV 医療分野学生生徒賠償責任保険)	部	
7	学校集計報告書 (V 学校賠償責任保険)	部	
8	学校集計報告書 (VI 学校賠償責任保険フルカバー)	部	
9	学校集計報告書 (VII 情報漏えい保険/サイバーリスク保険)	部	
10	除籍報告書	部	
11	郵便振替用紙 (共通)	部	

※保険金請求に関するお手続きにつきましては、第一成和事務所のホームページ上に掲載しております事故報告書兼事故証明書をダウンロードのうえ、直接東京海上日動損害サービス担当拠点へご報告ください。

※学生配布用の各種募集チラシにつきましては2024年度より配布を廃止しました。弊社ホームページからダウンロードの上、ご利用くださいませ。
<https://www.d-seiwa.co.jp/hoken/dantai/>

※返信用封筒はお配りしているものがなくなりましたら、学校の封筒でお送りください。



Webからでもご請求いただけるようになりました！ぜひご利用くださいませ。
 (第一成和事務所 資料請求用フォーム：<https://fm.d-seiwa.co.jp/senshu>)

学 校 コ ー ド		T E L	
住 所	〒 -		
学 校 名		担当者名	

学生生徒の登録内容にご変更がある場合はこちらの用紙を株式会社第一成和事務所あて
(FAX. 03 - 3667 - 9037) にお送りください。

学生生徒に関する登録内容変更届

※該当するものに✓チェックをお願い致します。

- 氏名変更
 所属変更
 その他 (学籍番号 他)

- (注意) 1. 昼間部⇔夜間部の変更はできません。新たな学科での中途加入手続きと次年度お申し込みの際に除籍を手続きください。
2. 学生生徒災害傷害保険については、学校保管の名簿上で変更をお願いします。登録内容変更届の提出は不要です。

※現在の登録内容をご記入ください。

加入保険 (○を付してください) 保険始期	・感染予防費用補償 (年 月加入)	・留学生補償 (年 月加入)	・インターンシップ (年 月加入)	・医療分野 (年 月加入)
所 属				
学 籍 番 号				
フリガナ				
氏 名				

※変更内容をご記入ください。

所 属	
学 籍 番 号	
フリガナ	
氏 名	
そ の 他	

以上の内容で登録の変更を依頼します。

学校コード _____

20 年 月 日

学校名 _____

担当者氏名 _____

担当者連絡先 TEL _____

学校の登録内容にご変更がある場合はこちらの用紙を株式会社第一成和事務所あて
(FAX. 03 - 3667 - 9037) にお送りください。

学校に関する登録内容変更届

※該当するものに✓チェックをお願い致します。

- 学校名変更 (正式変更後にお手続きください。)
- 住所変更 (書類の送付先が全て変更になります。)
- 電話番号変更
- その他 (新設・廃校・休校 他)

※現在の登録内容をご記入ください。(宛名ラベルを参考にご記入ください。)

学校コード	
学 校 名	
住 所	〒
T E L	



※変更内容をご記入ください。(変更のある個所のみで結構です。)

異 動 日 (変更日、新設日など)	年 月 日
学 校 名	
住 所	〒
T E L	
そ の 他	

以上の内容で登録の変更を依頼します。

20 年 月 日

担当者氏名 _____

担当者連絡先 TEL _____

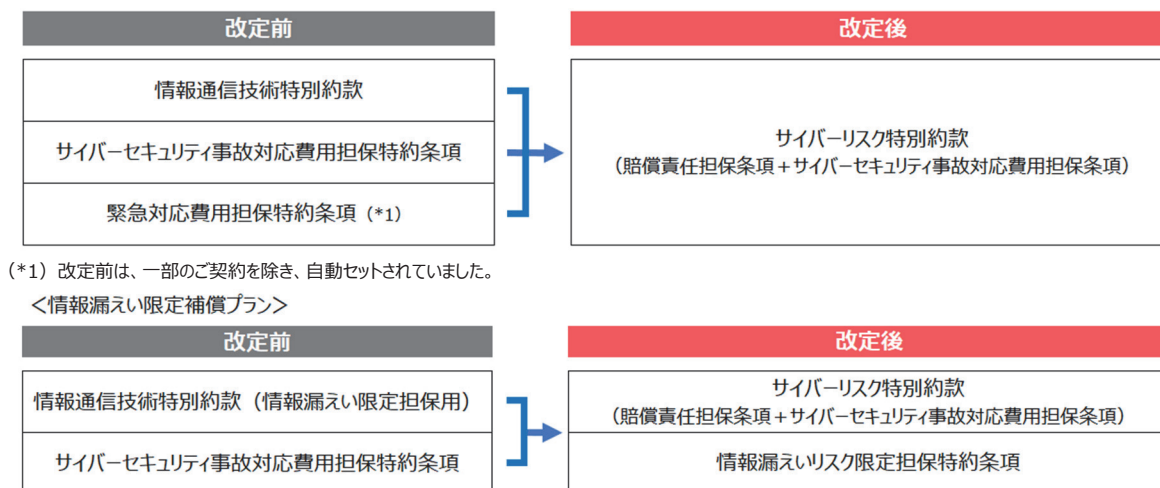
サイバーリスク保険 2025 年 1 月改定のご案内

2025 年 1 月 1 日以降始期契約より、サイバーリスク保険について、以下のとおり商品改定を実施いたします。このご案内では、主な改定点について、その概要を記載しております。改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしく願いたします。

1. 商品のシンプル化

(1) 約款構成のシンプル化（サイバーリスク特別約款の新設）

- 商品のシンプル化・わかりやすさの向上を目的として、「サイバーリスク特別約款」を新設し、従来は別々の約款で補償していた「賠償責任に関する補償」「費用に関する補償」を 1 約款でまとめて補償します。
- 「情報漏えい限定補償プラン」においては、情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）を廃止し、新設のサイバーリスク特別約款に「情報漏えいリスク限定担保特約条項」をセットする構成に変更します。



(2) 「IT ユーザー行為リスク」「IT 業務に起因する情報漏えいリスク」の基本補償化

- 標的型メールやランサムウェアによる被害の増加等、自社コンピュータシステムの所有・使用・管理等に起因するサイバーリスクの高まりを踏まえ、改定後は、「IT ユーザー行為に起因する損害」を基本補償としてすべてのご契約で補償します。
- また、改定前は、IT 業務のリスクを補償対象とされないご契約 (*1) については、「IT 業務に起因して発生した情報漏えいまたはそのおそれ」についても補償対象外となっておりましたが、わかりやすさ向上のため、改定後は、IT 業務リスクを補償対象とされないご契約 (*2) についても、これを補償対象とします。
 - (*1) IT 業務不担保特約条項をセットのご契約をいいます。
 - (*2) IT 業務担保特約条項をセットしないご契約をいいます。

(3) オプション特約の一部廃止

- (2) の改定に伴い、「IT ユーザー行為不担保特約条項」「IT 業務不担保特約条項」は廃止します。

(4) 「費用に関する補償」の内枠支払限度額・縮小支払割合の適用要件の緩和

下表の費目に設けていた固有の支払限度額・縮小支払割合を廃止し、適用する支払限度額・縮小支払割合を 1 本化する事で、補償内容をよりわかりやすくします。

2. その他の改定

(1) 補償内容の改定

① 免責事由の新設

次の事由に起因する損害は、補償対象外とします。

事由	概要
戦争等	「戦争等危険不担保特約条項」を新設し、すべてのご契約にセットします。本特約により、国家の重要インフラサービス・安全保障等に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃等、戦争等に起因する損害は、補償対象外とします。
生体情報の取扱いに関する規則等の違反	生体情報 (*1) の保護または取扱いに関する国内外の法・規則等の違反またはそのおそれによって発生した損害は、補償対象外とします (*2)。
独占禁止法の違反	IT 業務に起因する損害について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為に起因する損害は、補償対象外とします。

(*1) 個人の身体的、生物学的または行動科学的な特徴を表す識別子（指紋、網膜・虹彩、声紋、手・顔の形状等をいいます。）に基づき、特定の個人を識別することができる情報をいい、医療機関が患者等の診察・治療を目的として取得するものを除きます。

(*2) 情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害の場合は、本免責事由は適用されず、補償対象となります。

② 「再発防止費用」の補償の改定

次の事由についての再発防止費用は、補償対象外とします。

- 記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示・配信によって生じた他人の著作権・人格権等の侵害
- (IT 業務を補償対象とするご契約のみ) IT 業務の遂行によって生じた他人の事業の休止・阻害等

サイバーリスク保険 2025 年 4 月始期契約からの変更

1. 「緊急対応費用担保特約条項」の新設

(1) 改定の内容

「緊急対応費用担保特約条項」を新設し、IT ユーザー行為を補償するすべてのご契約に**自動付帯** (*1) します。補償内容は次のとおりです。

補償内容	支払限度額	縮小支払割合
自動付帯される「サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項」の費目として「緊急対応費用」を追加し、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見された場合において、 結果的にサイバー攻撃がなかったとき についても、サイバー攻撃の有無の調査に要した費用等を補償します (*2)。	1 事故・保険期間中 1,000 万円 (*3)	90%

(*1) 情報漏えい限定補償プラン、および「IT ユーザー行為不担保特約条項」を付帯するご契約 (IT 業務のみを補償するご契約) には付帯されません。

(*2) 改定前は、サイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見された場合のみが補償対象でした。なお、調査の結果、サイバー攻撃が発生していた場合は、これらの費用は「サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項」で補償対象になります。

(*3) 「サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項」で補償する費用全体の支払限度額の内枠となります。そのため、費用全体の支払限度額が 1,000 万円を下回るご契約の場合は、その金額が支払限度額となります。

本特約で補償される事故の例

自社オンラインショップのレスポンスが突然悪化し、一時的にアクセスができない状態になった。サイバー攻撃が疑われたので、サイバー攻撃の有無の確認を外部業者に依頼するための費用がかかった (調査の結果、サイバー攻撃は発生していなかった。)

(2) ご注意いただきたい点

- パソコンの恒常的な動作不良等、突発性のない事象に対応するための費用は補償対象外となります。
- サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から 30 日以内、かつ、緊急対応費用を負担する (支払について合意することを含みます。)** より前に、弊社 (緊急時ホットラインサービスを含みます。) にご連絡ください。ご連絡がない場合は、**発見日の翌日から 30 日以内に生じた費用のみが補償対象となります。**
- 保険金のご請求にあたっては、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要になります。

2. コンピュータシステム復旧費用の自動補償化

(1) 改定の内容

これまでオプションとしてご用意していた「コンピュータシステム復旧費用担保特約条項」で補償する費用を、自動付帯される「サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項」の費目として追加し、すべてのご契約において補償対象とします。

本改定により新たに自動補償となる費用

- セキュリティ事故 (*1) により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、ソフトウェア・プログラムの復元費用等
- セキュリティ事故 (*1) によりサーバ等のコンピュータシステム (*2) に損傷が生じた場合の修理費用や、一時的に使用する代替物の賃借費用等

(*1) 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムへのサイバー攻撃等をいいます。なお、情報漏えい限定補償プランにおいては、情報漏えいやそれを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃等をいいます。

(*2) 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。

3. その他の改定

IT 業務の遂行に起因する損害のうち、他社の信用き損・信頼の失墜・ブランドイメージの低下・風評被害に起因する損害は、補償対象外とします (*1)。

(*1) 情報漏えい限定補償プランは、本改定の対象外です。

のご案内は、サイバーリスク保険の 2025 年 1 月改定内容の概要、2025 年 4 月始期契約からの変更を記載したものです。ご契約にあたっては、代理店または弊社からご案内するパンフレットや企画書、「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

東京海上日動火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社

(2025年4月1日現在)

インターンシップ活動賠償責任保険、情報漏えい保険、サイバーリスク保険につきましては、東京海上日動火災保険株の単独引受となります。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、保険業法の規定に基づく「損害保険契約者保護機構」の補償については下記のとおりとなります。専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険（施設賠償責任保険を除く）、総合生活保険（こども総合補償）は、保険期間が1年以内の場合原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）、保険期間1年超の場合は原則として90%まで補償されます。引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・学校教育活動賠償責任保険・サイバーリスク保険は、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

詳細につきましては、東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。

<共同保険に関する取扱い>

学生・生徒災害傷害保険、留学生補償保険、医療分野学生生徒賠償責任保険、学校賠償責任保険、学校賠償責任保険フルカバーにつきましては、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては団体窓口にご確認ください。

<引受保険会社>

幹事会社 東京海上日動火災保険(株)

三井住友海上火災保険(株)

損害保険ジャパン(株)

万一事故が発生した場合には

(1) 傷害事故が発生した場合は、

- ①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内に（総合生活保険（こども総合補償）は、直ちに）ご加入の代理店または保険会社にご連絡ください。保険会社にご連絡の際は、所定の事故報告書兼事故証明書をご記入のうえ、担当都道府県の各損害サービス担当拠点宛にFAXをお送りください。
- ②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

(2) 賠償責任を負うおそれのある事故が発生した場合は、遅滞なく*書面で取扱代理店または東京海上日動火災保険株式会社の損害サービス担当拠点へ次の事項をご連絡ください。

*サイバーリスク保険の緊急対応費用については、事故発見日時の翌日から30日以内、かつ被保険者が緊急対応費用を負担するより前。

- ①学校名
- ②事故発生日時（サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）/サイバーリスク保険のサイバーセキュリティ事故対応費用担保条項で補償対象となる費用（訴訟対応費用、緊急対応費用を除く）については「事故発見の日時」を含みます。）
- ③事故発生場所 ④被害者の住所・氏名
- ⑤事故の原因、状況 ⑥受けた損害賠償請求の内容 など

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。

本保険には保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる賠償責任事故が発生した場合には、引受保険会社からの助

言に基づき、被保険者（保険の補償を受けることができる方）ご自身に被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、被保険者側で示談された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

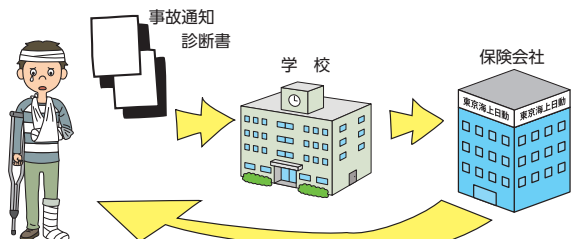
保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合



保険金請求先（損害サービス担当拠点）一覧表

2024年12月現在

保険会社窓口にご連絡いただく際は、「一般財団法人職業教育・キャリア教育財団の専修学校・各種学校の傷害保険／賠償保険の件」とお伝えいただくと、よりスムーズに対応させていただきます。

1. 以下2以外

担当	担当拠点	所在地	フリーダイヤル	電話番号	FAX	
東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、山梨	傷害	ウェルネス保険金サポート部・傷害保険サポート室 (東京傷害保険サポート第1コーナー)	〒105-8551	港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル6F	03-6632-0482	050-3730-6912
	賠償	本店損害サービス部・火災新種損害サービス室	〒102-8014	千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町5F	03-3515-7503	050-3385-7613
北海道	傷害、賠償	北海道損害部・火新課 (札幌火新コーナー)	〒060-8531	札幌市中央区大通西3-7 北洋大通センター 15F	011-271-7346	050-3730-6792
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	傷害、賠償	東北損害部・火新課 (東北火新コーナー)	〒980-8460	仙台市青葉区中央2丁目8-16 仙台東京海上日動ビルディング6F	022-225-5012	050-3730-6977
静岡、富山、石川、福井	傷害、賠償	静岡損害部・火災新種損害サービスチーム (静岡火新コーナー)	〒420-8585	静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー 10F	054-254-4370	050-3730-7015
愛知	傷害	名古屋損害第一部・火新二課 (名古屋火新コーナー)	〒460-8541	名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7F	052-201-9651	050-3730-7036
	賠償	名古屋損害第一部・火新一課	〒460-8541	名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7F	052-201-9641	050-3730-7174
岐阜、三重	傷害	名古屋損害第一部・火新二課 (名古屋火新コーナー)	〒460-8541	名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7F	052-201-9651	050-3730-7036
	賠償	名古屋損害第一部・火新三課	〒460-8541	名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7F	052-201-1357	050-3730-7056
大阪	傷害	関西火災新種損害サービス部・傷害・海旅損害サービスチーム	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F	06-6203-0992	050-3385-7590
	賠償	関西火災新種損害サービス部・火災新種損害サービス1チーム	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング6F	06-6203-0685	050-3385-7592
京都、滋賀	傷害	関西火災新種損害サービス部・傷害・海旅損害サービスチーム	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F	06-6203-0992	050-3385-7590
	賠償	京滋損害部・火新課	〒600-8570	京都府京都市下京区四条通麩屋町西入ル立売東町22 京都東京海上日動ビル5F	075-241-1169	050-3385-7524
兵庫	傷害	関西火災新種損害サービス部・傷害・海旅損害サービスチーム	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F	06-6203-0992	050-3385-7590
	賠償	神戸損害部・火新課	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル5F	078-333-7166	050-3385-7547
奈良、和歌山	傷害	関西損害1部・火新2課 (大阪火新コーナー)	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング9F	06-6203-0992	050-3385-7590
	賠償	関西火災新種損害サービス部・火災新種損害サービス2チーム	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング8F	06-6910-6120	050-3385-7589
広島、鳥取、島根、岡山、山口、香川、徳島、愛媛、高知	傷害、賠償	中国損害部・火新室 (広島火新コーナー)	〒730-8730	広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー 8F	082-511-9392	050-3730-7194
福岡、佐賀、長崎、沖縄	傷害、賠償	九州損害第一部・火新課 (福岡火新コーナー)	〒812-8705	福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル6F	092-281-8270	050-3730-7105
熊本、大分、宮崎、鹿児島	傷害、賠償	九州損害サービス第二部・火新チーム	〒860-0844	熊本市中央区水道町5-15 熊本東京海上日動ビル5F	096-300-8628	050-3730-7148

0120
-789
-101

2. II 留学生補償保険 **拡充タイプ** (医療費用特約部分)

担当	担当拠点	所在地	フリーダイヤル	電話番号	FAX	
病気でのご請求 (全国)	ウェルネス保険金サポート部 医療保険サポート第2課	〒105-8551	港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル8F	03-6632-0826	050-3730-6910	
東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、山梨	ウェルネス保険金サポート部 医療保険サポート第2課	〒105-8551	港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビル8F	03-6632-0826	050-3730-6910	
愛知	名古屋損害第一部・火新一課	〒460-8541	名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7F	052-201-9641	050-3730-7174	
岐阜、三重	名古屋損害第一部・火新三課	〒460-8541	名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7F	052-201-1357	050-3730-7056	
大阪	ケガでの ご請求	関西火災新種損害サービス部・火災新種損害サービス1チーム	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング6F	06-6203-0685	050-3385-7592
京都、滋賀		京滋損害部・火新課	〒600-8570	京都府京都市下京区四条通麩屋町西入ル立売東町22 京都東京海上日動ビル5F	075-241-1169	050-3385-7524
兵庫	神戸損害部・火新課	〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル5F	078-333-7166	050-3385-7547	
奈良、和歌山	関西火災新種損害サービス部・火災新種損害サービス2チーム	〒541-0043	大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング8F	06-6910-6120	050-3385-7589	
上記以外の 都道府県		上記1と同じ		上記1と同じ		

0120
-789
-101

* 期中で変更となる可能性があります。
現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明点がございましたら、すぐにご連絡ください。
なお、本ガイドブックの内容は2025年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なりますので、ご注意ください。

一般財団法人職業教育・キャリア教育財団
保険事業取扱代理店

株式会社 第一成和事務所

〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目12番3号
Daiwa 日本橋馬喰町ビル3階
TEL 03 (3669) 2831 FAX 03 (3667) 9037

引受保険会社(幹事) 東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第二部文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL 03 (3515) 4133(直)